

【令和5年8月改訂】

令和5年度版

## 委託実験調査契約事務処理説明書

令和5年8月

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

## 目 次

委託実験調査契約事務に関するお問い合わせ.....	3
I . はじめに .....	4
1 . はじめに .....	4
2 . 用語の定義 .....	4
3 . 支援決定後契約締結までの留意点 .....	5
4 . 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について .....	6
II . 委託実験調査契約の概要 .....	12
1 . 委託実験調査契約の締結 .....	12
2 . 委託実験調査契約の締結にあたっての留意事項 .....	12
3 . 委託実験調査契約に係る書類.....	13
4 . 再委託（共同研究を含む）について .....	14
5 . 研究機関の責務等について .....	16
6 . 研究活動に参画する研究者の責務等について .....	17
III . 委託実験調査契約の変更・中止・一時停止の手続き .....	18
1 . 委託実験調査契約の変更の手続き .....	18
2 . 委託実験調査の中止又は一時停止の手続き .....	20
IV . 執行について .....	22
1 . 委託実験調査費の執行にあたって.....	22
2 . 委託実験調査の予算費目 .....	23
3 . 費目（大項目）間流用の取扱い .....	24
4 . 直接経費について.....	24
(1) <物品費> .....	27
(2) <旅 費> .....	31
(3) <人件費・謝金> .....	35
(4) <その他> .....	55
5 . 直接経費に係る留意事項 .....	58
6 . 一般管理費について .....	61
7 . 委託実験調査費の執行期限.....	62
8 . 委託実験調査費の AMED から研究機関への支払いについて .....	62
9 . 証拠書類の管理について .....	65
1 0 . 物品等の取扱いについて【大学等】 .....	66
1 1 . 物品等の取扱いについて【企業等】 .....	69
1 2 . 研究機関における管理体制、不正行為等への対応について .....	73
1 3 . AMED が雇用する研究員等について.....	81

1 4 . 検査について.....	82
1 5 . その他 .....	84
V. 繰越制度について.....	87
1 . 繰越申請の概要.....	87
VI. 知的財産について.....	87
1 . 委託実験調査の成果に係る知的財産権の基本的な考え方 .....	87
2 . AMED 知的財産コンサルタントによる支援等について .....	87
3 . 創薬支援推進事業・創薬総合支援事業（創薬ブースター）における知的財産の取扱い【大学等】 .....	88
4 . 創薬支援推進事業・創薬総合支援事業（創薬ブースター）における知的財産の取扱い【企業等】 .....	89
VII. 研究報告及びプレス発表 .....	89
1 . 中間報告.....	89
2 . 実績報告.....	89
3 . 第三者への情報公表と成果利用届.....	89
4 . 成果発表等における事業名の明示 .....	90
5 . プレス発表.....	90

AMED ホームページ（事務手続き「事務処理説明書・様式集（委託研究開発契約）」）に掲載の、「検査及び証憑類の管理に関する補足説明資料」は、各種様式を検査で提出される場合に備えて、検査の概略、記載方法や提示証憑の保管その他関連事項について、記載例等を通してわかりやすく説明していますので、参考にしてください。

## 委託実験調査契約事務に関するお問い合わせ

委託実験調査契約事務に関する質問等は、以下までお問い合わせください。お急ぎの場合を除き、メールでお願いします。

メール件名：【創薬ブースター】課題管理番号・実験調査担当者等氏名・機関名

例：【創薬ブースター】23nk0101001h0003・創薬太郎先生・AMED 大学

1. 本書、創薬支援推進事業・創薬総合支援事業（創薬ブースター）、課題、知的財産、経理に関するお問い合わせ先

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 創薬事業部 創薬企画・評価課

E-mail : id3booster"AT"amed.go.jp

2. 不正行為・不正使用・不正受給、研究倫理教育プログラムに関するお問い合わせ先

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 研究公正・業務推進部

E-mail: kenkyuukousei"AT"amed.go.jp

3. 研究倫理教育プログラム 履修状況報告書の提出先【 N-12-(3)-5 】

E-mail: education-rccr"AT"amed.go.jp

4. 各種書類等の送付先

(郵送の場合)

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町一丁目5番5号 室町しばぎん三井ビルディング8階

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 創薬事業部 創薬企画・評価課 宛

(注) AMED 本部（大手町）の住所とは異なりますのでご注意ください。

(メールの場合)

1に記載のメールアドレス

5. 複数事業に跨がる変更届に関するお問い合わせ先・提出先

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 経理部 契約検査課

E-mail: keiyaku\_chosei"AT"amed.go.jp

※上記の"AT"を "@"に置き換えて利用してください。

## I. はじめに

### 1. はじめに

- 本書は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施する創薬支援推進事業・創薬総合支援事業（以下「創薬ブースター」という。）を「委託実験調査契約書」に基づいて契約先機関（以下「研究機関」という。）が実験調査を推進するにあたり、必要な事務処理等について説明するものです。以下、この事業を「本事業」と記載することがあります。
  - 実験調査は競争的研究費における委託研究開発とは異なり、AMED が委託開発しようとする新技術について、研究機関に実験調査を委託することにより、当該新技術の調査・評価を的確かつ迅速に行い、効果的な委託開発に役立てることを目的としています。
  - 研究機関においては、委託実験調査契約書及び本書に基づいて、適正な委託実験調査費の執行をお願いします。
- ※実験調査の一部を分担する研究機関へ再委託する場合は、委託実験調査費の配分の有無にかかわらず、必ず再委託先と再委託契約を締結してください。AMED と直接契約をする分担機関は、AMED と委託実験調査契約を締結します。
- AMED の委託事業の経理は「委任経理」を原則としていることから、研究機関の経理部門が経理を担当していただくことになります。したがって、実験調査担当者本人が委託実験調査費の経理をすることはできません。

### 2. 用語の定義

語 句	定 義
実験調査契約	委託実験調査を実施するために委託者と受託者の間で締結する全ての委託実験調査契約を総称していう
研究機関	AMED が実施する委託実験調査契約書に基づいて実施する契約先機関
委託実験調査	委託実験調査契約に基づき AMED が研究機関に対して委託する、特定の実験調査課題として実験調査担当者等によって遂行される実験調査全体
実験調査課題（課題）	実験調査費が配分される研究の名称及びその内容
実験調査計画書	委託実験調査課題に関する当事業年度についての計画書 (AMED の承認を得て変更されたものを含む。)
実験調査担当者等	実験調査担当者及び実験調査分担者の総称
実験調査担当者	・課題の実験調査計画書において実験調査の責任者として記載された者 ・課題について、実験調査実施計画の策定や成果の取りまとめ等の責任を担う研究者

語 句	定 義
実験調査担当者所属機関	実験調査担当者が所属する機関
実験調査分担者	・実験調査計画書において実験調査担当者と実験調査項目を分担する者として記載された者 ・実験調査担当者の研究開発構想を実現する上で必要な分担実験調査を担う研究者
分担機関	実験調査担当者所属機関を除く、実験調査分担者が所属する機関
再委託先	分担機関のうち、AMED の事前の承認の下、実験調査担当者所属機関との間で当該課題に関する再委託契約を締結している機関
実験調査参加者	実験調査担当者及び実験調査分担者の責任の下、研究組織の一員として実験調査計画に参画する研究者等（具体的には大学等における教授、准教授、助教の他、特任研究員、研究補助員、技術補佐員、研究室付事務補佐員、派遣スタッフ、学生等、又は企業等における主任、リーダー、研究員等）
大学等	以下①～③に掲げる研究機関の総称 ① 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人 ② 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関 ③ 公益法人等の公的性を有する機関であって、AMED が認めるもの
企業等	「大学等」に該当しない研究機関の総称
事業年度	各年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間
実験調査期間	委託契約等に基づき当該委託実験調査を行う通算期間（本委託実験調査が中止された場合はその時までの期間）

### 3. 支援決定後契約締結までの留意点

#### (1) 支援の取消し等について

委託先として決定した後において、AMED が指示する提出物の提出期限を守らない場合、当該実験調査に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合、不正行為等に関する本調査が開始された場合等は、支援決定の取消し等を行うことがあります。

#### (2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

研究機関には、委託実験調査契約の締結にあたって、次の (a) から (c) について表明保証していただきますので、ご留意ください。

- (a) 研究機関において、実験調査計画書上、本事業の実験調査の責任者として「実験調査担当者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び実験調査担当者と実験調査項目を分担する者と

して「実験調査分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者が、国の不正行為等対応ガイドライン又は AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的研究費等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的研究費等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないこと

- (b) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドライン又は AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が実験調査計画書上、当該研究機関における実験調査担当者及び分担者（再委託先がある場合には、再委託先に所属する実験調査分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。）に含まれている場合には、当該対象者について、委託実験調査契約締結日前までに AMED に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき AMED の了解を得ていること
- (c) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

※ AMED と委託実験調査契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結（AMED からみると、再委託契約にあたります。この第三者について、以下「再委託先」という。）している場合には、  
(a) については、当該研究機関は、再委託先に所属する研究者のうち「実験調査分担者」（これに相当する肩書きを付与された者も含む）についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

※ この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは国が策定するその他の不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称しています。

#### 4. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

##### 4.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不需要に重ねて配分される状態であって以下のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、実験調査課題の支援の取消し又は減額配分（以下「実験調査課題の支援取消等」という。）を行います。なお、本事業への提案段階において、他の研究費や競争的研究費への提案や応募を制限するものではありませんが、他の研究費や競争的研究費に採択等された場合には速やかに AMED に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、実験調査課題の支援の取消等を行う可能性があります。

(A) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的

研究費やその他の研究費に対して同時に応募等があり、重複して採択等された場合

- (B) 既に採択等され、配分済の競争的研究費やその他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募等があった場合
  - (C) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
  - (D) その他これに準ずる場合
- (※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

#### 4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該実験調査担当者又は実験調査参加者（以下、本項ではこれらをあわせて「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的、効率的な執行金額よりも過大に配分されており、かつ、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、支援決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的研究費やその他の研究費制度に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに AMED に報告してください。この報告に漏れがあつた場合、本事業において、実験調査課題の支援の取消等を行う可能性があります。

- (A) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- (B) 当該実験調査課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間※に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- (C) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- (D) その他これに準ずる場合

※ 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分割合（%）」に基づきます。

なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### 4.3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

（1）の「実験調査担当者・実験調査分担者等」とは、提案の実験調査課題を実施する代表の者及び当該実験調査課題において研究費を主体的に使用する者など、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」の不合理な重複及び過度の集中の排除の趣旨に基づき、各競争的研究費事業等において措置を講ずるものとします。

他の研究費や競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、提案時に、以下の情報を提供していただきます。

（1）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募（提案）・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

提案時に、実験調査担当者・実験調査分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募（提案）・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国人の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を提案書類に記載いただきます。提案書類に事実と異なる記載をした場合は、実験調査課題の支援の取消等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・提案された実験調査課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、実験調査課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行なうことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費等の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることに御留意ください。

（2）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、実験調査課題の支援の取消等することがあります。

提案の実験調査課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、実験調査課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

（※）無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

#### 4.4 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、提案内容の一部に関する情報を他の事業担当課間で共有します。

#### 4.5 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 総合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

係る観点から、競争的研究費等の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

### 5. 課題の進捗管理

全ての支援課題について、担当PM等が進捗管理を行います。その際、実験調査課題を提案する前提となる重要な研究データ（実験含む）については、委託実験調査の契約以前に実施されたものであっても、進捗管理の観点で確認をすることがあります。

また、毎年度、委託実験調査契約に基づき、委託実験調査実績報告書の別添として、委託実験調査成果報告書の提出を求めます。

なお、進捗管理にあたっては、報告会の開催や、調査票（研究の進捗状況を記入する書類）、ヒアリング（個別課題毎の面談）、サイトビジット（研究実施場所における実際の研究状況の確認）等を通じて出口戦略の実現を図っていきます。なお、研究開発計画書や実験調査計画書等と照らし合わせて、進捗状況により、計画の見直しや中止（早期終了）等を行うことがあります。

### 6. 法令・倫理指針等の遵守について

実験調査構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする実験調査、個人情報の取扱いの配慮を必要とする実験調査、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする実験調査等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

遵守すべき関係法令・指針等に違反し、実験調査を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究停止や契約解除、支援の取消し等を行う場合がありますので、留意してください。また、研究開発計画や実験調査計画に相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする実験調査又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。これらの関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況については、各年度の終了後又は委託実験調査課題終了後 61 日以内に、委託実験調査実績報告書別添の委託実験調査成果報告書に関する記載事項の 1 つとして報告を行っていただきます。

特にライフサイエンスに関する実験調査について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも実験調査内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の改正にて確認してください。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）
- 臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号）
- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 21 号）
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 31 号）
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第 4 号）
- ヒト ES 細胞の使用に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 68 号）
- ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 69 号）
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成 22 年文部科学省告示 88 号）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号、令和 3 年 7 月 30 日一部改正）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号、令和 4 年 3 月 10 日一部改正）※令和 3 年 6 月 30 日施行

- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号、平成 31 年 2 月 28 日一部改正）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）
- 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成 29 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 1 号）  
※ 生命倫理及び安全の確保について、詳しくは以下のウェブサイトを参照してください。
  - ・文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」  
<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>
  - ・厚生労働省「研究に関する指針について」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

## II. 委託実験調査契約の概要

### 1. 委託実験調査契約の締結

#### (1) 実験調査計画の作成

- 契約の締結にあたって、研究機関は、次に掲げる書類をAMEDが指定する項目について記載した原案を作成し、AMEDが別途指示する期日までにAMEDへ提出する必要があります。

- ① 実験調査計画書（案）【計画様式1】
- ② 実験調査参加者リスト（案）【計画様式1付属資料1】
- ③ 経費等内訳・契約項目シート（案）【計画様式2】
- ④ 創薬ブースター学生参加確認シート※

※委託実験調査において学生を参加させる場合に限り、提出してください。

- ⑤ 研究開発タグ【計画様式 研究開発タグ】

- これらの提出が遅れると、契約手続きに遅れが生じ、実験調査期間に空白が生じることによる、調達や研究員の雇用等多大な影響が生じます。円滑な契約手続きにご協力をお願いします。

#### (2) 委託実験調査契約書の作成

- 提出された上記書類の記載内容に基づきAMEDが上記書類①②③の最終案を作成します。研究機関がこの最終案を受け入れ可能と認めた場合には、「実験調査計画書」【計画様式1】（最終案）を確定させた「実験調査計画書」【計画様式1】に基づき、AMEDが委託実験調査契約を作成します。なお、契約期間は単年度となります。

- 委託実験調査契約書には当該事業年度の委託実験調査費が記載されます。当該内訳は契約締結時の実験調査計画に基づき決定されます。設備・備品の調達を予定する場合は、参考見積を入手する等して市場価格の把握を行った上で、計画と実際の執行に大幅な金額の乖離が生じないよう十分留意してください。

- 実験調査の進捗状況等による実験調査計画の修正に伴って委託実験調査契約の変更を行う場合があります。（委託実験調査契約の変更手続きについては、「III. 委託実験調査契約の変更・中止・一時停止の手続き」を参照してください。）

### 2. 委託実験調査契約の締結にあたっての留意事項

#### (1) 委託実験調査契約の締結について

- 実験調査開始日（委託実験調査期間の開始日）は、AMEDにおける委託実験調査契約締結日以降に設定するものとします。実験調査開始日以前に遡及して委託実験調査費を計上することはできません。なお、原則として再委託契約も同様です。

#### (2) 契約の解除等

- AMEDの中期目標期間終了時における事業評価により、AMEDの解散や国における予算措置の状況に

変化が生じる場合には、委託実験調査契約の特約事項にしたがって、期間中の契約解除や委託実験調査費縮減の措置を行うことがあります。

- 実験調査課題に対する創薬支援ネットワーク運営会議等における評価結果を踏まえて、委託実験調査費の増減や契約期間の変更を行う場合がある他、実験調査の継続が適切でないと AMED が判断する場合には、期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。

#### (3) 事務管理体制及び財務状況等に関する調査・確認

委託実験調査契約を締結する各研究機関に対し、契約締結前及び契約期間中に事務管理体制及び財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については、委託実験調査契約を見合わせる場合や委託期間中であっても、委託実験調査費の縮減や実験調査停止、委託期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。

#### (4) 参画研究機関間の連携・権利義務の明確化

参画機関における本事業特有の知的財産権の取扱いや守秘義務等については、別に AMED と参画機関等の間で共同研究契約を締結します。

#### (5) 外部協力研究者等や学生を委託実験調査に従事させる場合の対応

外部協力研究者等（注）を参加させたり、学生（「創薬ブースター学生参加確認シート」の提出をした上で「実験調査参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】に記載）を委託実験調査に従事させる場合は、共同研究契約等で規定される事項（知的財産権、守秘義務等）が遵守されるよう、覚書を締結する等適切に対応してください。

（注）外部協力者とは、委託先・分担先以外の機関に所属する研究に協力する者

#### (6) 公立研究機関における委託実験調査契約の取扱い

地方公共団体が設立した公立研究機関が委託実験調査契約を締結するにあたっては、会計法等の法令に則り事前に予算措置等の必要がある場合、当該研究機関の責任において、委託実験調査契約開始までに当該予算措置等の手続きを確實に実施してください。万が一、契約締結後に必要な措置の不履行が判明した場合は、委託実験調査契約の取消し・解除、委託実験調査費の全部又は一部の返金等の措置を講じる場合があります。

### 3. 委託実験調査契約に係る書類

#### (1) 委託実験調査契約書

実験調査の開始にあたって、当該実験調査に関する研究機関と AMED との約定であり、正本 2 通を作成し AMED 及び研究機関で 1 通ずつ保管します。なお、契約者は、機関の長又は機関の長より権限を委任された者とします。

## (2) 委託実験調査契約変更契約書

実験調査の進捗状況等により、年度途中で委託実験調査費を変更する場合等、委託実験調査契約を変更する必要がある際は、委託実験調査契約変更契約書を取り交わします。契約変更の手続きについては、「Ⅲ. 委託実験調査契約の変更・中止・一時停止の手続き」を参照してください。

## (3) 各種様式

それぞれの様式について、別途指示する期日までにAMEDに提出してください。

### ①計画様式

実験調査計画書やそれに付随する書類、また実験調査計画の変更等に関する様式です。

### ②報告様式

実験調査に関する報告や成果・プレス発表に関する様式です。

### ③経理様式・物品様式

経理報告、繰越、人件費、物品等の様式です。

## (4) 委託実験調査契約事務処理説明書

本書です。毎年度、又は年度の途中で更新される場合があります。常に最新の委託実験調査契約事務処理説明書を参照してください。

## (5) その他

各種報告物の提出者（記名捺印者）は各様式に記載のとおりです。

## 4. 再委託（共同研究を含む）について

### (1) 再委託の可否

- 研究機関において再委託契約を行う必要性がある場合には事前にAMEDへ相談してください。AMEDは研究機関が作成する当該再委託に関する実験調査計画書（案）の確認を行い、本委託実験調査の遂行上特に必要であると判断した場合には、本委託実験調査の一部について第三者への再委託を承認する場合があります。
- 再委託が承認された場合は、再委託先と速やかに再委託契約を締結してください。作成にあたっては、AMEDのホームページ（事務手続き「事務処理説明書・様式集（委託研究開発契約）」を参照）に掲載している再委託に関する注意事項に留意してください。なお、再委託先からさらに委託することはできません。
- AMEDと直接委託実験調査契約を締結している分担機関からの再委託はできません。
- 再委託契約書の作成にあたっては、研究機関は、再委託先に対し、令和5年度委託実験調査契約に基づき研究機関がAMEDに負うのと同内容及び同程度の義務を負わせるようにしてください（委託実験調査契約書第14条第2項）。
- AMEDと直接委託実験調査契約を締結している研究機関との間の委託実験調査契約が解除、又はそ

の他の事由により終了した場合（実験調査担当者が他機関へ移籍、退職等する場合に当該研究機関における実験調査を中止する場合を含む）、再委託先との契約を直ちに終了させてください。（委託実験調査契約書第14条第4項）。

- 研究開発要素を含まない検査業務、解析・分析等の請負業務等については、直接経費のその他に「外注費」として計上してください。

## （2）留意事項

- 実験調査の一部を分担する研究機関に再委託する場合は、委託実験調査費の配分の有無にかかわらず、必ず再委託先と再委託契約を締結してください。
- 再委託を行う場合の再委託先の行為については、研究機関の行為とみなされます。再委託が認められた場合には、再委託に係る実験調査の進捗管理、計画変更、予算執行、収支決算等の実験調査の遂行について、研究機関の責任において適正な対応を図っていただく必要がありますので留意してください。
- 再委託先において学生が参加する場合、研究機関は当該学生が「実験調査参加者リスト」に記載されていることを確認後、創薬ブースター学生参加確認シートを取りまとめのうえ、AMED に提出してください。

## 5. 研究機関の責務等について

### (1) 法令の遵守

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、実験調査活動の不正行為、不正使用又は不正受給を防止する措置を講じることが求められます。

### (2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止する取組みの一環として、AMED は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。

研究機関には、研究者に対する倫理教育を実施し、その履修状況を AMED に報告していただきます（詳細は、後記「IV. 1 2. (3) AMED における実験調査活動の未然不正防止等の取組みへの協力」及び AMED のホームページをご覧ください。）。

なお、AMED が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、委託実験調査費の全部又は一部の執行停止等を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示にしたがって委託実験調査費の執行を停止し、指示があるまで、委託実験調査費の執行を再開しないでください。

### (3) 利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」（令和 2 年 3 月 26 日規則第 26 号）に基づき、実験調査課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行っていただきます。

研究機関等が AMED 事業における研究等において、実験調査担当者及び実験調査分担者の利益相反を適切に管理していないと AMED が判断した場合、AMED は研究機関に対し、改善の指導又は研究資金の提供の打ち切り並びに AMED から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。研究機関は AMED に翌年 5 月末日までに「利益相反管理状況報告書」にて利益相反管理状況につき報告を行っていただきますようお願いいたします（詳細は、後記「IV. 1 2. (8) 利益相反の管理について」及び AMED のホームページをご覧ください。）。

### (4) 倫理指針等の遵守について

実験調査計画策定及び本事業の実施にあたっては、法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください（詳細は、後記「IV. 1 2. (7) 法令・倫理指針等の遵守について」をご覧ください。）。

### (5) 委託実験調査費の執行についての管理責任

委託実験調査費は、委託実験調査契約に基づき、その全額を委託実験調査費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、事業の財源に応じて、国の府省庁が策定する公的研究資金の管理・監査に関するガイドライン・指針に示された「競争的研究費等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則にしたがうとともに、当該ガイドライン・指針に示された「機関に実施を要請する事項」等を

踏まえ、研究機関の責任において委託実験調査費の管理を行っていただきます。

#### (6) 体制整備に関する対応

研究機関は、国の府省庁が策定する公的研究資金の管理・監査に関するガイドライン・指針にしたがって、委託実験調査費の管理・監査体制を整備してください。

#### (7) 不正防止に関する措置

研究機関は、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインにしたがって、行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上等不正行為防止のための体制構築や取組みを行い、実験調査活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。

### 6. 研究活動に参画する研究者の責務等について

#### (1) 委託実験調査費の公正かつ適正な執行について

本事業の研究活動に参画する研究者等は、AMED の委託実験調査費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

#### (2) 契約における手続き等

実験調査担当者等となる研究者等は、委託実験調査契約に際しては必要に応じて、所属研究機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

#### (3) 研究倫理教育プログラムの履修・終了

AMED の事業に参画する研究者は、不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります（詳しくは、後記「IV. 12. (3) AMED における実験調査活動の未然不正防止等の取組みへの協力」及び AMED のホームページをご覧ください。）。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託実験調査費の執行を停止等することがありますので、ご留意ください。

### III. 委託実験調査契約の変更・中止・一時停止の手続き

#### 1. 委託実験調査契約の変更の手続き

委託実験調査契約の変更に係る手続きは、変更内容によって以下の3種類があります。

- ① 「実験調査計画変更承認申請書」【計画様式4】の提出を受け、委託実験調査契約変更契約書の締結をもって承認する場合
- ② 「実験調査計画変更承認申請書」【計画様式4】の提出を受け、変更承認通知をもって承認する場合
- ③ 「変更届」【計画様式3-1】又は【計画様式3-2】（届出）により行う場合

#### ＜契約変更に係る手続き＞

提出書類	種別	変更内容（例）
「実験調査計画変更承認申請書」 【計画様式4】	委託実験調査契約変更契約 変更承認申請・承認	<p><u>契約内容に重要な変更がある場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●以下に掲げる委託実験調査契約（契約項目）の変更           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委託実験調査課題名の変更</li> <li>(2) 委託実験調査期間の変更（下記事案を含む）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の早期達成による早期終了</li> <li>・評価等による委託実験調査期間の延長</li> </ul> </li> <li>(3) 当事業年度における委託実験調査費の変更（増額・減額いずれも）</li> <li>(4) 当事業年度における実験調査目的及び内容の変更</li> </ul> </li> <li>●債権債務の一部を譲渡することによる研究機関の変更</li> </ul>
		<p><u>実験調査計画に主要な変更がある場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「実験調査計画書」【計画様式1】に関する変更           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 評価等により「II. 実験調査の内容」の変更をする時</li> <li>② 再委託契約を行う場合に、再委託先等を追加又は変更する時</li> <li>③ 再委託契約を行う場合に、直接契約分と再委託分の間で配分額を変更する時</li> <li>④ 再委託契約を行う場合に、各再委託先間の配分額を変更する時</li> <li>⑤ 実験調査体制の変更のうち、「実験調査計画書」【計画様式1】の「II.2. 担当別実験調査概要」に記載のある実験調査担当者・実験調査分担者を変更・追加する時（所属部署・役職変更のみであれば変更届）</li> <li>⑥ 「III. 経費 1 委託実験調査費」の直接経費について流用制限を超えて増減する時（再委託先が流用制限を超えた場合も同様の手続きが必要）</li> </ul> </li> </ul>

提出書類	種別	変更内容（例）
「変更届」 【計画様式3】	届出	<p><u>実験調査計画に軽微な変更がある場合</u></p> <p>① 研究機関（再委託先含む）の住所、名称の変更      ② 研究機関（再委託先含む）を代表する権限を有する者の変更      ③ 研究機関を代表する権限を有する者より委託実験調査契約に関する権限を委任された者の変更が生じる時      ④ 「実験調査参加者リスト」【計画様式1付属資料1】に記載された研究者の氏名・所属部署・役職・役割・実施内容・参画期間・エフォート適用者のエフォート（%）を変更する時。（実験調査担当者については、所属部署又は役職（あるいはその両方）のみを変更する時。実験調査担当者に関する前記以外の事項を変更する場合は、変更承認申請書を提出してください。）      ⑤ 「実験調査参加者リスト」【計画様式1付属資料1】に研究者等を追加・削除する時（学生を追加する時は、「創薬ブースター学生参加確認シート」を添付してください。）</p> <p>※下記の事務担当者に関する変更については、変更届の提出は不要です。下記の方法にてご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約担当者、経理担当者及び知財担当者の変更は該当する AMED（課題の事業担当者）にメール等でご連絡ください。</li> <li>・研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者の変更は、研究公正・業務推進部 研究公正・社会共創課にメールでご連絡ください。</li> </ul> <p>E-mail: kenkyuukousei@amed.go.jp</p> <p>※“AT”を“@”に置き換えて利用してください。</p> <p>あわせて、AMED（該当する課題の事業担当者）にもメール等でご連絡ください。</p>

●「経費等内訳・契約項目シート」【計画様式2】の設備・備品費の変更又は追加をしたときは、「委託実験調査中間報告書」【報告様式2】、「委託実験調査中止又は一時停止報告書」【報告様式3】、「委託実験調査実績報告書」【報告様式1】又は事業で定める報告書等の作成時にその変更内容及び変更理由を記載して AMED へ提出してください。

#### （1）変更承認申請書

変更しようとする日の7営業日前までに AMED へ提出してください。AMED 内での手続きが終了することにより承認又は不承認が決せられ、変更承認通知書又は変更契約書が送付されます。

なお、変更しようとする日付が申請日以前となる申請書は認められません。仮に、承認申請書の提出が遅れた場合には、委託先機関（再委託先は不可）による理由書（委託先機関事務部門の責任者

（例：契約者、事務部長等）による記名）を併せてご提出ください。

ただし、理由書の提出がなされても、委託実験調査契約変更契約書の締結日の遡及はできません。なお、再委託先に関する変更については、AMED が変更承認通知又は変更契約を承認するまでは再委託先と変更に関わる締結をすることはできません。事前承認は必須ですのでご注意ください。

## （2）変更届

- 1) 上記表＜契約変更に係る手続き＞内の変更届①～③の変更については、変更の発生が判明した時点で速やかに提出してください。翌月の 10 日より後に遅れて提出する場合には、遅延理由書（公印不要）を併せて提出してください。
- 2) 上記表＜契約変更に係る手続き＞内の変更届の④～⑤の変更については、隨時、又は当月分を翌月の 10 日までを目途に提出してください（3月分は 3月 31 日までに提出）。なお、当該事業年度の最終締切日は実験調査期間終了日です。（契約期間が令和 6 年 3 月 31 日までであれば、最終締切日は令和 6 年 3 月 31 日になります。）  
3月 31 日の提出期限より後、実績報告書提出期限までの間に、提出漏れや修正が判明し提出したい場合は、遅延理由書（押印不要）を添付し提出することができます。遅延理由書の内容や理由を精査した上で、当該変更届を受理するか否かを判断します。なお、期中での遅延理由書は不要といたします。  
委託実験調査では、上記記載の提出期限が原則となりますので、ご留意ください。  
・エフォート適用者のエフォート（%）を変更する時は、エフォート証明書を添付してください。
- 3) 上記表＜契約変更に係る手続き＞内の変更届の①～③（契約書の乙欄（機関の住所、代表者、機関名））の変更であって、AMED と複数件の委託契約を締結している研究機関については、変更届（様式は AMED ホームページ（事務手続き「事務処理説明書・様式集（委託研究開発契約）」）掲載の【計画様式 3-2】を使用してください。） 1 通を作成し、事業課ごとの課題管理番号等を記入した添付資料を作成していただき、「複数事業に跨る変更届に関するお問い合わせ先・提出先」の AMED の経理部契約検査課（E-mail : keiyaku\_chosei“AT”amed.go.jp（“AT”を“@”に置き換えて利用してください。））に提出してください。
- 4) 再委託先の変更については、実験調査担当者所属機関が取りまとめて、責任をもって確認の上 AMED に提出してください。
- 5) 上記によらない変更はAMEDにご相談ください。

## 2. 委託実験調査の中止又は一時停止の手続き

「中止」とは、本委託実験調査及び委託実験調査費の執行を終了することをいい、「一時停止」は一時的に止めることをいいます。

●委託実験調査の中止又は一時停止に係る事由には下記の 3 種類があります。

・AMED では必要と認める課題について、中間評価を実施することがありますが、評価結果等の総合的な判断により、AMED が課題の中止（早期終了）を決定した場合

- ・実験調査担当者が他機関へ移籍、退職等することとなったとき、当該研究機関における実験調査を中止する場合
  - ・実験調査の状況（天災や不慮の事故等含む）又は、実験調査担当者の都合に際し、やむを得ず中止又は一時的に停止をする場合
- 委託実験調査の中止又は一時停止の際に提出する書類は以下の通りです。
- ① 中止又は一時停止前、事前に提出する書類  
委託実験調査中止又は一時停止申請書【計画様式 5-1-1】【計画様式 5-1-2】
    - ・中止又は一時停止には事前の申請及び AMED の承認が必要です。余裕をもって必ず事前に申請をしてください。AMED 内の承認を得ましたら、委託実験調査中止又は一時停止承認通知書を発出します。
    - ・移籍を理由とする中止において、移籍先機関で実験調査を継続する場合は、委託実験調査費の残額がわかる書類（収支簿・収支決算書（別紙イ））を提出してください。  
移籍先機関において実験調査を実施する場合は、移籍先機関と新規委託実験調査契約を締結します。早期に実験調査に着手するためには、移籍先機関においての契約額をあらかじめ決定する必要があります。残額に関しては支出額を正確にご記載ください。
  - ② 中止又は一時停止日以降  
委託実験調査中止又は一時停止報告書【報告様式 3】
    - ・本報告書をもって、額の確定検査を実施します。
    - ・移籍を理由とする中止の場合、額の確定検査で返金や自己充当が生じた場合でも、先に移籍先との契約額に影響を帰さないものとしますのでご留意ください。
    - ・物品移動申請書【物品様式 1】（取得物品・提供物品を他の機関に移動する場合）  
大学等であれば「IV. 10. (3) 物品の移動等について」、企業等であれば「IV. 11. (3) 物品の移動等について」を参照してください。
    - ・物品不要・処分申請書【物品様式 5】（取得物品・提供物品が不要となる場合）  
なお、【物品様式 5】は、処分制限財産（耐用年数：4 年）のため、大学等は「IV. 10. 物品等の取扱いについて【大学等】（3）物品の移動等について」、企業等は「IV. 11. 物品等の取扱いについて【企業等】（5）物品の取扱いについての注意事項」をご確認の上、AMED に相談してください。
  - ③ 一時停止を解除する場合  
研究者の自己都合による一時停止の事由が解消し、実験調査に復帰できるようになった場合は、速やかに「研究復帰届」を AMED に提出してください。  
一時停止の理由によっては、AMED が承諾した後以降、開始が認められる場合があります。

## IV. 執行について

### 1. 委託実験調査費の執行にあたって

- 研究機関は、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備する必要があります。
- なお、委託実験調査費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、実験調査期間終了時又は年度末における予算消化を趣旨とした調達等がないよう注意してください。
- 委託実験調査を円滑かつ効果的・効率的に推進し、より成果をあげるため、執行の柔軟性にも配意をお願いします。
- 委託実験調査契約の適正な執行を確保するために検査を行います（「IV.8.（5）スケジュール」を参照してください。）。検査においては、委託実験調査契約の実施状況のほか、経費の適正な執行について確認します。その際には、適正な委託実験調査費の執行を証明し、発生した経費の妥当性を研究機関の責任において客観的に説明していただくため、研究機関内の意思決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証憑類及び本書に定めのある必要書類を用意してください（「IV.9. 証拠書類の管理について」を参照してください。）。また、スムーズな検査を実施するために、「事前チェックリスト」【経理様式 A-1】を用いた事前確認を必ず行ってください。

## 2. 委託実験調査の予算費目

- 委託実験調査の実施に伴う経費は、下表に定める大項目の区分に従って、整理・計上してください。
- 各費目の具体的な使途等については、「IV. 4. 直接経費について」を必ず確認してください。

直接経費		当該委託実験調査に直接的に必要な経費であり、「物品費」・「旅費」・「人件費・謝金」・「その他」の4つの費目（大項目）からなります。
大項目 (4分類)	中項目 (8分類)	
(1) <物品費>	設備・備品費	取得価格 10万円以上、かつ耐用年数 1年以上の研究用設備・備品等（AMED の事前承認を得た場合のみ購入可能）
	消耗品費	設備・備品に該当しない物品、実験調査用試薬・材料・消耗品等（機器に関しては AMED の事前承認を得た場合のみ購入可能）
(2) <旅費>	旅費	「実験調査参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】記載の実験調査参加者等に係る旅費 外部専門家等の招聘対象者に係る旅費（AMED の事前承認を得た場合のみ可能）
(3) <人件費・謝金>	人件費	当該委託実験調査のために雇用する研究員等の人件費
	謝金	専門的知識の提供に係る謝金等の経費（AMED の事前承認を得た場合のみ可能）
(4) <その他>	外注費	試験・検査業務・動物飼育業務等で、外注して実施する役務に係る経費
	その他	上記の他、当該委託実験調査を遂行するための経費 例）運搬費、印刷費、ソフトウェアライセンス費用等
	その他 (消費税相当額)	不課税取引等に係る消費税相当額等（軽減税率に基づく消費税額と通常税率による消費税額との差額も含む）
一般管理費		直接経費に対して一定比率（10%目安）※で手当され、一般管理業務に必要な経費として、AMED が支払い、研究機関が使用する経費 ※一定比率は 10%を超えることはありません。

### 3. 費目（大項目）間流用の取扱い

- 実験調査計画書の「Ⅲ. 経費」（直接契約分）に記載する費目（大項目）と費目（大項目）の間で経費の流用を行うことにより、流用を行った後のいずれかの費目（大項目）の額が、当該年度における直接経費の総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）を超えて増減しない場合には、「実験調査計画変更承認申請書」【計画様式4】による申請なく流用が可能です。流用の基準を超える場合は、事前に「実験調査計画変更承認申請書」【計画様式4】による申請を行い、承認を受ける必要があります。

例：直接経費の総額が2,000万円（直接経費の総額の50%：1,000万円）の場合

承認要否	物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計
変更前	—	2,000,000円	2,000,000円	14,000,000円	2,000,000円 20,000,000円
変更後① 増減額	要 + 12,000,000円	14,000,000円 0円	2,000,000円 - 12,000,000円	2,000,000円 0円	20,000,000円 —
変更後② 増減額	不要 + 7,000,000円	9,000,000円 + 4,000,000円	6,000,000円 - 10,000,000円	4,000,000円 - 1,000,000円	20,000,000円 —
変更後③ 増減額	要 + 4,000,000円	6,000,000円 + 4,000,000円	6,000,000円 - 12,000,000円	2,000,000円 + 4,000,000円	20,000,000円 —

変更後①：物品費及び人件費・謝金が流用制限額（1,000万円）を超えて増減しているので、申請・承認が必要。

変更後②：各費目の増減額が流用制限額（1,000万円）を超えていないので、申請・承認は不要。

変更後③：人件費・謝金が流用制限額（1,000万円）を超えて増減しているので、申請・承認が必要。

- 委託実験調査契約書上の計上額が0円の費目についても、流用範囲内であれば計上可能です。ただし、その場合は事前にAMEDに報告をしてください。
- 流用制限範囲内の流用であっても、後日、AMEDが実験調査担当者等及び研究機関に流用の内容に関する説明を求め、「実験調査計画書」【計画様式1】との整合性や妥当性等が認められないと判断する場合には、委託実験調査費の返金を求めることがありますので、慎重に処理を行ってください。
- 直接経費・一般管理費の間での流用は認められません。
- 再委託を行う場合の再委託先の費目間流用については、それぞれの再委託先に措置された委託実験調査費の範囲においてのみ同様の基準で認められ、AMEDの事前の承認なく研究機関と再委託先を跨いだ一切の流用を行うことはできません。

### 4. 直接経費について

- 当該委託実験調査の遂行のために直接的に必要な経費が支出対象となります。
- 直接経費は、合目的性（当該委託実験調査の目的・趣旨への適合性）に十分留意の上、原則として、各研究機関の規程に従って適切に支出・管理してください。ただし、AMED特有のルールを設けている事

項については、本書にしたがって適正に執行してください。

●直接経費として計上できない経費は以下のものが該当します。

- ・当該委託実験調査の実験調査目的及び趣旨に合致しないもの
- ・一般管理費としての使用が適当と考えられるもの（通常の企業会計における一般管理費に相当するもの（管理部門人件費等）は一般管理費に含まれます）
- ・「敷金・保証金」等の経費
- ・「特許関連経費（出願料、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」「学会年会費」等で研究機関や実験調査参加者の権利となるもの

※特許関連経費については、一般管理費に計上することを原則とします。

なお、創薬ブースターでは、実用化のために戦略上必要と AMED が判断する発明については、AMED が出願費用等を負担し特許出願します（詳細は、「VI. 3、4. 創薬支援推進事業・創薬総合支援事業（創薬ブースター）における知的財産の取扱い」参照）。

●研究機関の規程に基づく執行であっても、当該委託実験調査費の財源が国費であることに照らして、AMEDが不適切と判断する場合は、全額もしくは一部を認めないことがあります。

●例えば、以下の事例は合目的性・適正性の観点より、直接経費での計上が認められません。直接経費の支出にあたっては、以下の事例を参考にその妥当性について適切な判断をお願いします。

- ・AMEDの事前承認なく購入した設備・備品、機器等
- ・研究室の環境整備に要する費用
- ・共通的な生活関連備品（電子ジャー・ポット、掃除機等）の計上
- ・自己啓発のための書籍（英会話本等）・備品等の調達
- ・AMEDの事前承認なく購入した書籍・雑誌
- ・液体窒素、ガス類で他の研究と切り分け不可能な場合
- ・当該委託実験調査との関係性が不明瞭な出張旅費
- ・出勤簿と出張内容が不整合である人件費・旅費の計上
- ・AMEDの事前承認の相談のない海外旅費・渡航雑費
- ・当該委託実験調査との関連性が不明瞭な人件費の計上
- ・「実験調査参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】への記載及び創薬ブースター学生参加確認シートの提出がない学生の人件費及び旅費の計上
- ・AMEDの事前承認のない学会参加費やシンポジウム参加費の計上並びにその旅費の計上
- ・AMEDの事前承認のない会議費の計上
- ・積算根拠が不明な光熱水料の計上
- ・支出日が不明、あるいは支払先が不明瞭な支出
- ・原因・内容の不明確な振替処理等

●なお、科学研究費補助金（以下「科研費」という。）を受給している研究機関は、直接経費の使途に関して本書に記載のない事項について、各研究機関における科研費の取扱いに準拠することで差し支えありません。

- 外貨の円換算については、研究機関の規程によります。
- 小数点以下の端数処理を実施する際は、下記によります。

内容	端数処理方法	例
自社等からの調達による利益排除を行う際の経常利益率 (%)	小数点以下第 2 位を切上とする。	3.14…% → <u>3.2%</u>
消費税（及び地方消費税）額の算出に際して生じた 1 円未満の端数	研究機関の規程による。	-
海外出張旅費にて外貨を円換算する際に生じた 1 円未満の端数	研究機関の規程による。	-
従事時間の算出における割合	小数点以下第 3 位を切捨とする。	50 時間 ÷ 66 時間 = 0.7575… → <u>0.75</u>
共用設備の合算購入において負担額を算出する際に生じた円未満の端数	端数をまとめた上で負担額が大きい競争的研究費への計上を基本とする。	-
上記以外の小数点以下の端数処理	切捨とする。	-

## (1) <物品費>

※ 物品等の帰属・管理等については、「IV.10. 物品等の取扱について【大学等】」又は「VI. 11. 物品等の取扱について【企業等】」をご覧ください。

### ① 設備・備品費

- 備品とは「取得価格が10万円以上（消費税込み）50万円未満（消費税込み）で、かつ耐用年数が1年以上のもの」、設備（資産）とは「取得価格が50万円以上（消費税込み）で、かつ耐用年数が1年以上のもの」と定義します。
- 実験調査用設備・備品の購入及び設備等の改造費については原則として認めません。ただし、既存の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、実験調査遂行において必要不可欠であると研究機関が判断する場合には、その必要性を記した理由書をAMEDに提出し、事前に相談してください。AMEDが本委託実験調査の遂行上特に必要であると判断した場合には、実験調査用設備・備品の調達を承認する場合があります。  
なお、AMEDから事前承認を受け、実験調査用設備・備品の調達を行う場合は、必ず要求仕様書を作成してください。ただし、研究機関の会計規程等で要求仕様書の作成が省略できる場合には、カタログのコピー（実験調査用設備・備品機械・装置の全体が分かる部分及び性能が分かる部分）を添付してください。
- 一つの契約で同一の実験調査用設備・備品を複数台購入するときは、その必要性を記した理由書を用意してください。
- 実験調査用設備・備品の購入に伴う電気工事は、実験調査用設備・備品を設置する室内の分電盤から実験調査用設備・備品を設置する近辺までの工事に係る費用とします。なお、工事業者への発注については、備品購入の手続きと基本的に同じです。
- 直接経費で購入した実験調査用設備・備品に、機能の追加や耐用年数の増加となる等の改造を行った場合は、物品費で計上し、AMEDに取得物品の報告（「有形固定資産取得報告書」【物品様式2】）をする際は、「○○年度○○省（機関）事業購入の○○装置の改造」という表記をしてください。
- AMED 所有の物品（提供物品）について資産として計上すべきような改造等を加える場合は、事前にAMEDへ相談してください。なお、既存施設・設備等の改造であっても当該委託実験調査に直接必要かつ不可欠である場合には、直接経費から支出することができます。
- 通常研究機関に常設されているもの（例：机、椅子、衣装ロッカー等）については、物品費として計上できません。また、Web会議システム・PCについては直接経費での計上はできません。

### 【研究機器の共用使用及び合算購入】【大学等】

- 委託実験調査費の効率的運用及び研究機器の有効利用の観点から、設備・備品の調達においてAMEDが必要と認めた研究機器については、一定の要件のもと、「研究機器」の共用使用及び合算購入が認められます（ただし、付属する消耗品は対象外）。

- なお、当該研究機器が委託実験調査に必要不可欠なものであること、及び委託実験調査の目的を達成するのに必要十分な使用時間が確保できることが、共用使用及び合算購入の前提となりますので留意してください。
- 以下の条件を満たしており、かつ、事前に「合算使用届出書」【経理様式B－3】をAMEDに提出し確認を受けることにより、実験調査に用いる機器を、「AMEDの委託費」と「AMED以外からの研究費」の合算により購入すること（合算購入）が可能です。なお、合算購入のために、委託実験調査に不要、もしくは必要以上の性能の機器を購入することは認められません。

#### ＜合算購入の条件＞

- ・合算購入により当該委託実験調査の実施に支障が生じないこと。
- ・収益事業との合算購入ではないこと。
- ・「AMED以外からの研究費」が本事業との合算に支障のない資金であること。（当該研究費の要件を確認してください。）
- ・購入費用における「AMEDの委託費」と「AMED以外からの研究費」の区分が、合理的に説明し得る負担割合に基づいていること。
- ・「AMEDの委託費」と「AMED以外からの研究費」双方が、同一研究機関に所属する研究者に配分された資金であり、研究者が所属機関の変更（異動）を行う場合でも、当該委託実験調査の推進に支障の生じないこと。

※同一研究機関に所属する複数の研究者への資金を合算することも可能です。ただし、異動時の取扱いについて研究機関事務局を交えて事前に当事者間で取り決めることが条件です。取り決めの際は費用分担割合等を考慮してください。なお、既に異動が判明している研究者への資金も含めた合算購入は原則として認められません。

- ・他の使用予定者との間で当該研究機器の一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。
- 再委託先が研究機器の合算購入を行う場合は、実験調査担当者所属機関を通じて「合算使用届出書」【経理様式B－3】を提出してください。

#### ② 消耗品費

- 消耗品とは「取得価格が10万円未満（消費税込み）のもの、又は耐用年数が1年未満のもの」です。
- 取得価額が10万円未満（消費税込み）のもの、又は耐用年数が1年未満のものであっても機器（電動ピッパー、浸透機、電子天秤、卓上遠心機等）の購入は原則として認めません。ただし、必要性・妥当性を十分に検討した上で、実験調査遂行において必要不可欠であると研究機関が判断する場合には、その必要性を記した理由書をAMEDに提出し、事前に相談してください。AMEDが本委託実験調査の遂行上特に必要であると判断した場合には、機器の購入を承認する場合があります。
- 研究機関が一括購入した試薬等の当該委託実験調査への振り替えについて
  - ・ 有機溶剤又は液化窒素ガス等で研究機関が一括購入し、使用量の実績に基づき各研究室又は各業務に振替を行う場合は、一括管理している部署が作成している使用料（量）の実績表、各研

究室又は各業務に振り替えた振替伝票を証書綴りに綴ってください。

- ・各研究室又は各業務に金額を振り替える際に使用する単価の根拠（業者と単価契約をしている場合は、単価契約書又は当該物品の購入時のエビデンス等）を明確にしてください。
- 文房具類、照明器具用の一般用事務用品は、計上できません。ただし、研究用設備・備品等に用いられる文房具類等（例：データ等を印刷するプリンターのトナー等、データ等のファイリング用品）のうち、委託実験調査に直接使用するものは物品費として計上できます。なお、消耗品等は委託実験調査に使用するために購入するものであり、年度末において予算消化のために購入することは認められません。

#### 【消耗品の合算購入の取扱い】**【大学等・企業等共通】**

- 一つの契約に係る支払いを本事業の直接経費と他の事業の経費で行う合算購入として認められる事例は、以下のとおりです。
  - ・消耗品を購入する場合で、本事業と他の事業との間でその使用区分を明確にした上で、その区分に応じた経費を合算し、一括して消耗品を購入する場合。

#### ③ 書籍購入費

- 創葉ブースターにおいては、書籍の購入費は原則として認めません。ただし、必要性・妥当性を鑑み、購入等が実験調査遂行において必要不可欠であると研究機関が判断する場合は、購入する書籍等の「題名」を明確にした上で事前にAMEDに相談してください。AMEDが本委託実験調査の遂行上特に必要であると判断した場合には、当該書籍の購入を承認する場合があります。

#### ④ 留意事項

- 特に高額な調達を行う場合は、参考見積を入手する等して市場価格の把握を行った上で、計画と実際の執行に大幅な金額の変動が生じないよう十分留意してください。
- 国立大学法人、独立行政法人等の政府関係機関は WTO 政府調達協定に基づく国際競争入札の対象となりますので高額な物品等の調達は納期等に十分留意してください。  
なお、WTO 政府調達協定の詳細（基準額含む）については、以下を参照してください。

##### 【WTO 政府調達協定（外務省）】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/chotatu.html>

##### 【政府調達協定及び我が国の自主的措置の定める「基準額」及び「邦貨換算額」（外務省）】

※年度により変動します。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/chotatsu/kijyungaku.html>

#### ⑤ 年度を跨ぐ物品調達契約の締結について**【大学等・企業等共通】**

研究機関等とAMED との委託実験調査契約における委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの最大1年間が原則であり、当該実験調査のための物品等の提供についても発注・契約から納品・検収・支払いまで、同一年度内（支払いについては4月末日まで）に行われることが原則となります。

ただし、発注・契約から納品・検収・支払いまでに相当の期間を要する研究機器の購入については、適正な実験調査計画による実験調査遂行の観点から、研究機関と業者等の間で、実験調査の準備のため、前年度に契約したものでも、物品等の提供が当年度になされた結果、当年度の実験調査に利用し、当年度に支出が発生するものについては、当年度の予算及び委託実験調査契約に盛り込んでいる範囲で、当年度の費用として計上することができます。

具体的な事例については、以下のとおりです。

なお、必ず事前にAMEDに相談してください。実験調査計画上、物品等の提供の仕様や内容が適切である等、その必要性をAMEDが認める場合に限られます。

( i ) 年度跨ぎの契約として認められるもの

- ・ 発注・契約から納品・検収までが、委託実験調査契約書別記2に記載の共同研究契約書（以下「共同研究契約」という。）の研究実施期間内において年度を跨ぐ研究機器の購入等物品の調達。  
(例：国際入札による購入品、受注生産品、海外からの輸入品等)

ただし、実験調査の進捗状況等により、共同研究契約の研究実施期間が変更され当初予定よりも短縮した場合は、変更後の期間を超えた分の経費は認められません。

※実験調査用設備・備品の購入については原則として認めておりません（IV. 4. (1) 参照）。

- ・ 発注・契約、納品・検収が前年度に完了しており、支払いだけが年度を跨ぎ、かつ支援終了の翌月末日までであるもの

( ii ) 年度跨ぎとして認められないもの

- ・ 発注・契約から納品・検収及び支払いまでが共同研究契約の研究実施期間以上となるもの
- ・ 発注・契約、納品・検収が前年度に完了し、支払いだけが年度を跨ぐもの
- ・ 共同研究契約の研究実施期間における初年度において、その契約締結以前に年度を跨ぐ契約を締結したもの
- ・ 共同研究契約の研究実施期間における最終年度において、その翌年度に跨ぐ契約を締結したもの

## (2) <旅 費>

### ① 旅費の算定基準

旅費の計上については、原則各研究機関の旅費規程等に準拠します（検査時に規程等を確認することがあります）。ただし、AMEDが以下に定めている事項については遵守してください。

### ② 旅費支出の対象となる者

- ( i ) 「実験調査参加者リスト」【計画様式1 付属資料1】に記載のある者
- ( ii ) 外部専門家等の招聘対象者 ※AMEDの事前承認が必要

### ③ 旅費支出の対象となる事由

- ( i ) AMEDが主催するミーティング、シンポジウム  
(ただし、実験調査遂行において必要不可欠であるとAMEDが認めたものに限る。参加手続き等を行う前に必ず事前にAMEDに相談してください。)
- ( ii ) 実験調査グループ内のミーティング
- ( iii ) 外部専門家等の招聘 ※AMEDの事前承認が必要
- ( iv ) フィールドワーク（観測、試料採取、現地調査等）  
観測、サンプルの採取等のフィールドワークを行う際に公共交通機関が利用できない場合は、タクシー・レンタカー・社有車・自家用車の使用を認めることができます。事前にAMEDに相談してください。
- ( v ) その他委託実験調査遂行上、必要な事由が発生した場合
  - ・ ( i ) ~ ( iv ) 以外の事由で、実験調査遂行において必要不可欠であると研究機関が判断する場合は、必ずAMEDに事前に旅費支給の可否を相談してください。
  - ・ 実験調査のための必要な情報収集及び調査旅費の計上については、当該実験調査課題の遂行上、必要不可欠な情報収集であり、当該実験調査課題の内容や方向性に大きく影響を及ぼす可能性がある場合に限定されます。事前にAMEDに相談してください。
  - ・ 旅費を計上する場合は、情報収集及び調査又は同行が必要な理由を明確に記載した「出張報告書」が必要となります（様式任意）。

### ④ 旅費計上の対象区間

旅費は、委託業務の用務に係る、出発から帰着までの交通費、日当、宿泊費等が対象となります。ただし、当該委託業務以外の用務が一連の出張に含まれる場合は、委託費として計上する部分と計上しない部分に区別してください。直接経費として計上できるのは、「委託業務の用務先」に向かう旅程に係る旅費、及び「委託業務の用務先」から「出発地」に戻る旅程に係る旅費となります。

以下に、参考例を示します。（黒色部分が計上可能）

- ( i ) 委託業務の用務先 A から委託業務以外の用務先 B へ連続している場合

A		B	
---	--	---	--

※ Aまでの旅費を計上

※ Aの業務が終了した日の宿泊費は、(B)へ赴くための費用なので、計上不可

( ii ) 委託業務以外の用務先 Bから、委託業務の用務先 Aへ連続している場合



※ BからAまでの旅費と、Aから戻る旅費を計上

※ Bの業務が終了した日の宿泊費は、Aへ赴くための費用なので、計上可

( iii ) 委託業務の用務先 Aから委託業務以外 B、次に委託業務の用務先 Aへと連続した場合



※ AからBまでの旅費以外を計上

※ Aの業務終了後にBへ行くための宿泊費は計上不可、Bの業務終了後にAに行くための宿泊費は計上可

( iv ) 委託業務以外 Bから委託業務の用務先 Aに行き、また委託業務以外 Bへと連続した場合



※ BからAまでの旅費を計上

※ Bの業務終了後にAに行くための宿泊費は計上可

( v ) 日当を委託業務 Aか委託業務以外 Bのいずれに計上するかは、以下の通り区別してください。

- ・ Aの業務のみ行った日の日当は、計上
- ・ Bの業務のみ行った日の日当は、計上不可
- ・ AとBの両方を行った日の日当は、1／2を計上
- ・ Aの業務を行い、Bへ向けて移動した日の日当は、計上
- ・ Bの業務を行い、Aへ向けて移動した日の日当は、計上不可
- ・ 移動しか行わなかった日の日当は、Aの業務に向かう、又はAの業務から戻る場合は、計上

⑤ 旅費の合算使用について

一つの契約に係る支払いを本事業の直接経費と他の事業の経費で行う合算使用として認められる事例は、以下のとおりです。

- ・ 本事業と他の事業の用務を合わせて1回の出張を行う場合で、本事業と他の事業との間で経費を適切に区分できる場合。ただし、出張先の目的が複数の案件の場合は、④を参考に出張旅費を合理的な根拠（目的の案件数、案件毎の出張日数等）により按分してください。

⑥ 年度を跨ぐ出張について

年度を跨いだ出張は原則認めません。やむを得ない理由がある場合には、必ず事前にAMEDに相談してください。AMEDが認めた上で、年度を跨いで出張した場合の旅費の計上については、出張期間の年度

区分にしたがって処理してください。

- ・事例：出張期間：令和6年3月25日～令和6年4月10日  
令和5年度計上分：令和6年3月25日～令和6年3月31日の宿泊費まで  
令和6年度計上分：原則、委託費として計上できません

## ⑦ 旅費における証拠書類等

### ( i ) 証拠書類

出張命令（依頼）書、外勤命令（依頼）書、旅費計算の明細書・精算書、搭乗券の半券、航空券購入時の領収書、タクシー・レンタカーの領収書（諸経費を含む）、出張報告書（様式任意）。なお、AMEDが要請する証拠書類（搭乗券の半券、出張報告書）については機関の規程で不要としても必要となりますのでご準備ください。

### ( ii ) クレジットカードでの支払い

委託先の規程等により法人クレジットカード等の使用が認められている場合は、クレジットカード会社の請求額を計上してください。その際の証拠書類は、通常の旅費の証拠書類に加え、支払ったことがわかる内訳明細が明確な書類いずれか1つ（領収書、レシート、カード利用明細書等）を添付してください。クレジットカード払いを収支簿へ計上する場合は、3月末までに検収をし、4月末までに引落しが完了したものに限ります。リボ払いは認められません。

### ( iii ) キャンセル料

やむを得ない理由によりキャンセルした場合のみ、キャンセル料の計上を認める場合があります。該当する場合はAMEDに事前に相談してください。その際、キャンセルが発生した理由等を明確にしておいてください。

## ⑧ 留意事項

- 旅費支出にあたっては、実験調査遂行上必要かつ合理的な人数、期間となるよう適切に判断してください。
- 実験調査分担者所属機関の実験調査参加者の旅費を実験調査担当者所属機関の委託実験調査費から支出することはできません。実験調査分担者に措置された再委託費等より支出してください。なお、AMEDと直接契約を締結する実験調査分担者においても同様です。
- 学会参加、海外渡航に伴う旅費支出は原則として認めません。ただし、必要性・妥当性を十分に検討した上で、実験調査遂行において必要不可欠だと研究機関が判断する場合には、事前にAMEDに相談してください。AMEDが本委託実験調査の遂行上特に必要であると判断した場合には、当該支出を承認する場合があります。
- 移動の手段は、原則、公共交通機関を利用して下さい。
- 航空運賃は、原則、割引航空運賃を利用して下さい。
- グリーン車（A寝台）、航空運賃のファーストクラス、ビジネスクラス等の特別車両の利用の可否は、研究機関の規程等にしたがいます。

- タクシー代については、研究機関の旅費規程等で認められている場合に限り計上することができ、その場合は、検査時に利用理由を確認することができます。
- レンタカー利用の可否は、研究機関の旅費規程によります。使用した場合は、理由書を添付してください。
- 社有車・自家用車の利用は、研究機関の旅費規程等で認められており、かつ当該委託実験調査の事業にのみ利用されていることが明らかな場合に限り、その諸経費も含めて計上することができます。ただし、社有車・自家用車の減価償却費の計上は認められません。なお、社有車及び自家用車にて出張した際の事故等については、研究機関において解決するものとします。諸経費とは、駐車場代、高速代、ガソリン代等（社内規程によります。）をいいます。
- 博士、修士課程の学生への支出について「実験調査参加者リスト」【計画様式1 付属資料1】に記載のある者であり、かつ、その学生に関する「創薬ブースター 学生参加確認シート」をAMEDに提出されている者が、当該委託実験調査の旅費対象事由に該当する場合には、研究機関の規程に従って支出することが可能です。なお、博士、修士課程、学部生にかかわらず教育目的のみでの支出はできません。特に学部生等の取扱いについては、その必要性をより慎重に検討し、研究機関で適切に判断してください。
- 学部生の出張は、実験調査担当者等と一緒に国内出張する場合に限り認めます。ただし、事業として実験調査担当者等と一緒に海外出張がAMEDにより認められている場合は、この限りではありません。

### (3) <人件費・謝金>

#### ① 人件費【大学等・企業等共通】

##### (i) 雇用の基準

- 雇用は研究機関が自ら行い、当該人件費を直接経費に計上してください。
- 雇用契約に関わる諸条件は各研究機関の規程に準拠します。

##### (ii) 直接経費での人件費計上対象者について

- 実験調査担当者等、当該委託実験調査を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、「実験調査参加者リスト」【計画様式1 付属資料1】に記載のある者。
- 研究補助員等には、研究室に勤務していて当該研究遂行に必要不可欠な集計、資料整理及び当該実験調査に係る経理事務等を行う者を含むものとします。（研究機関が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合及び人材派遣会社からの派遣事務員に限る。）
- なお、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置換えが認められていない場合は、直接経費により支出できません。
- 実験調査参加者リストに登録されていない（参画期間外含む）場合、人件費計上は出来ませんので、登録漏れや変更管理には十分注意願います。

##### (iii) 専従者・兼業者について

雇用される研究員等については、専従者・兼業者に分類され、必要となる証拠書類や様式等がそれぞれ異なりますのでご留意ください。詳細は「②人件費【大学等】」及び「③人件費【企業等】」を参照してください。

###### (a) 専従者の定義

- 当該年度において、継続して6ヶ月以上当該課題にのみ従事する研究員等を「専従者」として定義し、当該課題に従事させることを人事に関する権限を有する者の証明が必要です。6ヶ月の算定にあたっては、前年度の勤務実態が専従であればその期間を考慮します。なお、期中で他の業務に従事する場合は専従者としてみなされませんので注意してください。
- 専従者が当該課題に関係のない業務等（例：研究室又は居室の引越、レイアウトの変更等）で一時的（2週間以内）に当該課題に従事できなかった場合や、1回につき2週間以上の休暇（土日祭日を含む）を取得する場合は、専従者認定は排除しません。

###### (b) 兼業者の定義

- 当該課題に従事しながら、同一機関において他の業務にも従事する研究員等を「兼業者」と定義します。

###### (c) 人件費計上におけるエフォートと従事率の定義

- AMED の人件費計上においては、エフォートと従事率を区別していますので注意してください。エフォートで人件費計上できるのは大学等におけるエフォート適用者だけです。

エフォート適用者として雇用されていない者で、同一機関において複数の業務に従事する場合は従事率として扱います。

(詳細は「②人件費【大学等】( ii ) エフォート適用者について」を参照のこと。)

・エフォート：内閣府が定義した年間の全仕事時間に対する当該実験調査の実施に要する時間の配分割合 (%)

・従事率：実質従事時間に対する月あたりの割合 (%)

(分子) 当該プロジェクトへの当月従事時間／(分母) 当月の全従事時間

#### (iv) 人件費の算出方法

直接雇用される人件費の算出については、専従者・兼業者いずれにおいても、以下の2つの算出方法より、どちらかを選択してください。ただし、一度選択した算出方法は、年度中に変更することはできません。

##### (a) 実績単価計算

研究機関が研究者に支払った給与及び法定福利費を計上します。検査の時に、給与台帳又は給与明細等で確認する場合があります。

##### (b) 健保等級単価計算

健康保険の等級をもとに、定められた月額単価、時間単価を適用する方法です。研究機関で単価を算出する必要はありません。健保等級単価計算については、「④人件費に係る健保等級単価について」を参照してください。

派遣社員については、作業時間とその時間帯に該当する契約単価により算出してください。

出向者については、出向契約単価あるいは健保等級単価で計上出来ますが、本人に支給される額が明らかな場合、契約単価との比較において安価な金額とする必要があります。「④人件費に係る健保等級単価について」を参照してください。

#### (v) 証拠書類について

人件費の計上にあたっては、出勤簿、タイムカード、雇用契約書・人事発令書、労働条件通知書、支給額明細書、支払証明書（領収書、銀行振込の明細）、賃金基準表、就業規則、被保険者標準報酬決定（改定）通知書、給与規程及び会計伝票又はこれらに類する書類を研究機関において整備・保管してください。人材派遣会社から派遣される研究員費の計上については、派遣契約書やタイムシートを準備してください。書面検査又は実地検査においてこれらの提出・提示を求める場合があります。また、人件費の計上方法により必要となる様式があります。詳細は「②人件費【大学等】」及び「③人件費【企業等】」を参照してください。

#### (vi) その他の留意事項

- 研究機関において定められている基準勤務時間内での研究実施を原則とし、超過勤務が必要となる場合であっても必要最小限となるよう留意してください。

- 人件費には各種手当、法定福利費を含むことができます。なお、各種手当は、原則として、扶養手当、住居手当等、健康保険の報酬月額算定に含まれるものと対象とします。祝金、見舞金、持ち株会奨励金等は認められません。
- 委託期間外に支給された給与、賞与は計上できません。
- 賞与の計算期間については、新規支援開始されたときは支援後から、2年目以降については、機関の規定にしたがって算出してください。
- 人件費等に係る消費税相当額については、「IV. 5. (2) 不課税取引等に係る消費税相当額の取扱いについて」を参照してください。
- 専従者については、有給休暇時の給与等を人件費として計上することができます。
- 雇用契約書等に以下の4点が全て規定されている研究員等は、専従者とみなし、雇用に係る義務的な経費として就業規程等で定める有給休暇分等を人件費として計上することができます。
  - ①年俸、あるいは、月報制であること
  - ②当該課題に専属で雇用される曜日が明確に規定されている（その他の事業に関する曜日も明確に規定されている）
  - ③雇用契約書等に有給休暇の取扱いが規定されている
  - ④雇用契約書等に有給休暇の取得日数が記載されている

## ② 人件費【大学等】

### ( i ) 人件費の計上について

実績単価計算を用いる場合は、専従者・兼業者いずれにおいても当該委託実験調査従事分の人件費を計上してください。兼業者においては、作業日誌等により作業日又は従事時間を区分し、当該委託実験調査に該当する部分の人件費を計上してください。（各種手当・社会保険料等も適切に按分して計上してください。）計上にあたっては、証拠書類の整備のほか、人件費精算書【経理様式B-5】等の必要書類を作成し、収支簿に添付してAMEDへ提出してください。健保等級単価計算については、「④人件費に係る健保等級単価について」を参照してください。

### ( ii ) エフォート適用者について

エフォートを適用している場合には、以下の手続きによりエフォートによる按分計上が可能です。（本項において用いられる“エフォート”とは、雇用契約で定める全仕事時間に占める当該課題での従事割合を意味します。）

#### (a) 対象者

AMEDの実験調査に参加する研究者であり、大学等でエフォート管理されている「年俸制」及び「月給制」の研究者です。ただし、「年俸制」及び「月給制」であってもエフォート適用者として雇用されていない（勤務日・勤務時間が明確に区切られている等）場合、研究補助者（テクニカルスタッフを含む）及び派遣会社から派遣されている派遣職員は対象外とします。

なお、「日給制」及び「時給制」の研究者は、エフォートではなく、実従事日数又は時間数により計上

をしてください。

(b) 業務開始時

- 業務管理者は、エフォートを適用した当該研究員の業務内容及びエフォートの設定を行い「エフォート申告書」【経理様式B－1】を作成し、当該業務開始時に所属機関等の人事責任者等へ提出してください。人事責任者等は当該申告書を適切に保管してください。  
なお、申告したエフォートの変更が必要となった場合には、「エフォート申告書」【経理様式B－1】を再度作成し提出してください。
- エフォート申告書を受理した人事責任者等は、「エフォート証明書」【経理様式B－6】をAMEDに提出してください。なお、エフォート率が100%の場合でも提出が必要です。また、エフォートが変更になった場合の提出時期は変更届に準じるものとします。
- 業務管理者は原則として実験調査担当者等とし、業務実施状況を把握の上、適切に管理してください。
- エフォートは、機関で適宜1%単位で設定してください。なお、5%から100%の5%刻みとするこも可能とします。

(c) 業務実施中

業務管理者は、エフォートの適用者となっている研究員に「従事状況報告」【経理様式B－7】を作成させ、AMEDから要請があった場合は、提出できるように保管してください。  
なお、提出時期につきましては、中間検査時及び確定検査時とします。

(d) 業務完了時

業務管理者は当該研究員の業務実施状況を把握し、「エフォート報告書」【経理様式B－2】の作成を行い、当該年度終了時に人事責任者等へ提出してください。人事責任者等は当該報告書に基づき、人件費計上額が適正であることを確認し、AMEDから要請があった場合には提出できるよう保管してください。なお、提出時期については、中間検査時及び確定検査時とします。

(e) 留意事項

- 研究機関は、業務成果の目標及び業務の方法に配慮しつつ、研究機関の規程に基づき、エフォート(%)の設定を適切に行ってください。
- 研究機関の人事責任者等は、当該研究員に対し従事内容及びエフォートを確実に通知してください。
- 研究機関は、エフォートの実態が報告等と乖離が生じないよう適切に管理を行ってください。不適切な経理処理が判明した場合には、当該研究員に支払われた人件費の全部又は一部を返金していただきます。
- 「エフォート申告書」【経理様式B－1】及び「エフォート報告書」【経理様式B－2】と同等の様式の備えがある場合には、研究機関の様式で代替することが可能です。
- 「実験調査参加者リスト」【計画様式1付属資料1】へのエフォートの記載については、エフォート適用者のみ記入してください。
- エフォート率変更時は「実験調査参加者リスト」【計画様式1付属資料1】に反映し、変更後の「工

「フォート証明書」【経理様式 B – 6】とともに「変更届」【計画様式 3】を提出してください。詳細は、「1. 委託実験調査契約の変更の手続き（2）変更届」をご覧ください。

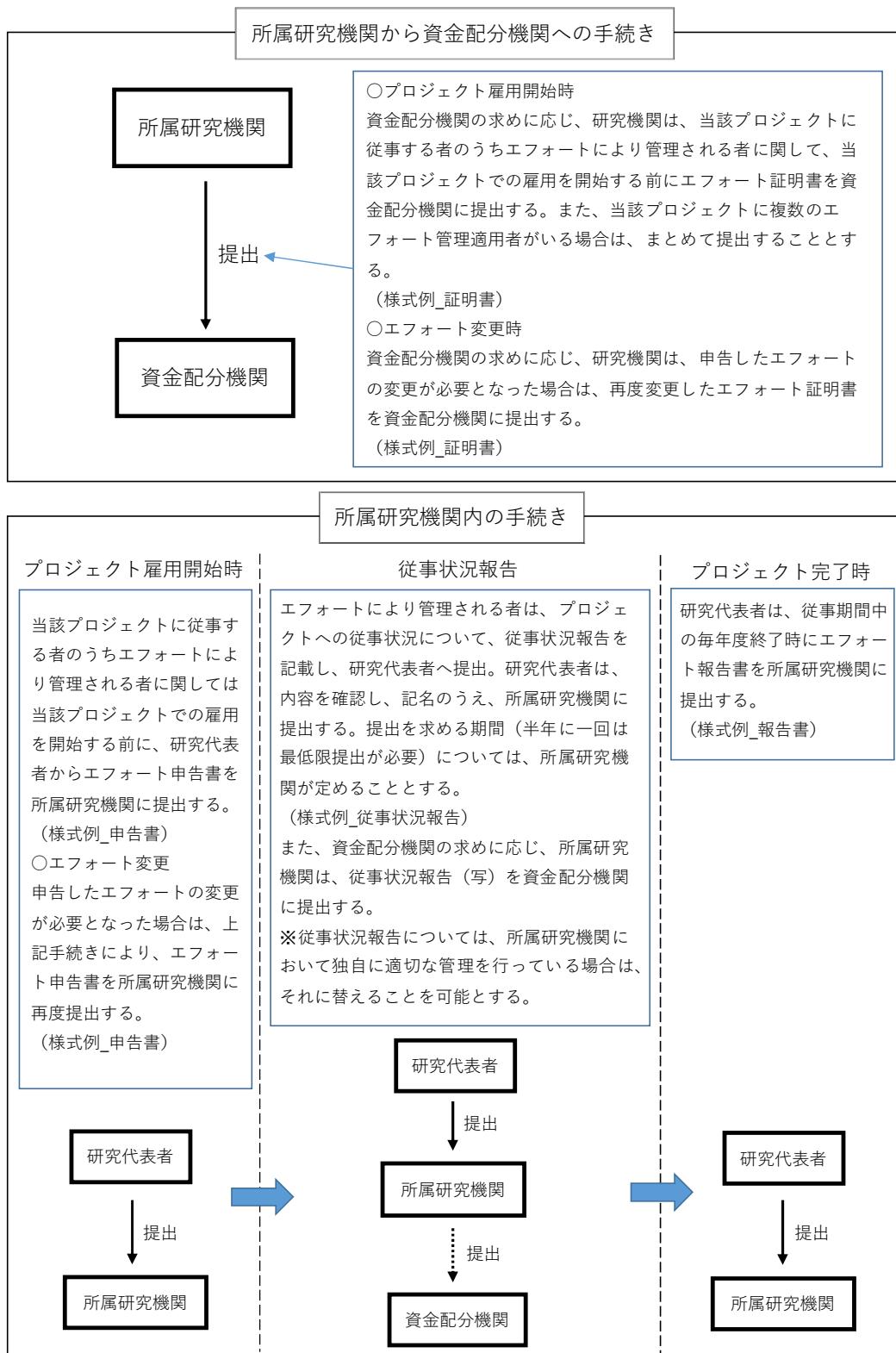
- エフォート適用者については、有給休暇時の給与等をエフォート率に応じて人件費として計上することができます。
- 再委託先のエフォート証明書は再委託先が実験調査担当者所属機関宛に提出し、その原本を実験調査担当者所属機関が管理してください。実験調査担当者所属機関はエフォート証明書のコピーを AMED に提出してください。

(参考)【競争的研究費に関する関係府省申し合わせの定める実施方針より抜粋】

別添（5の（3）関係）

申告等に係る手続き

(研究代表者の場合)

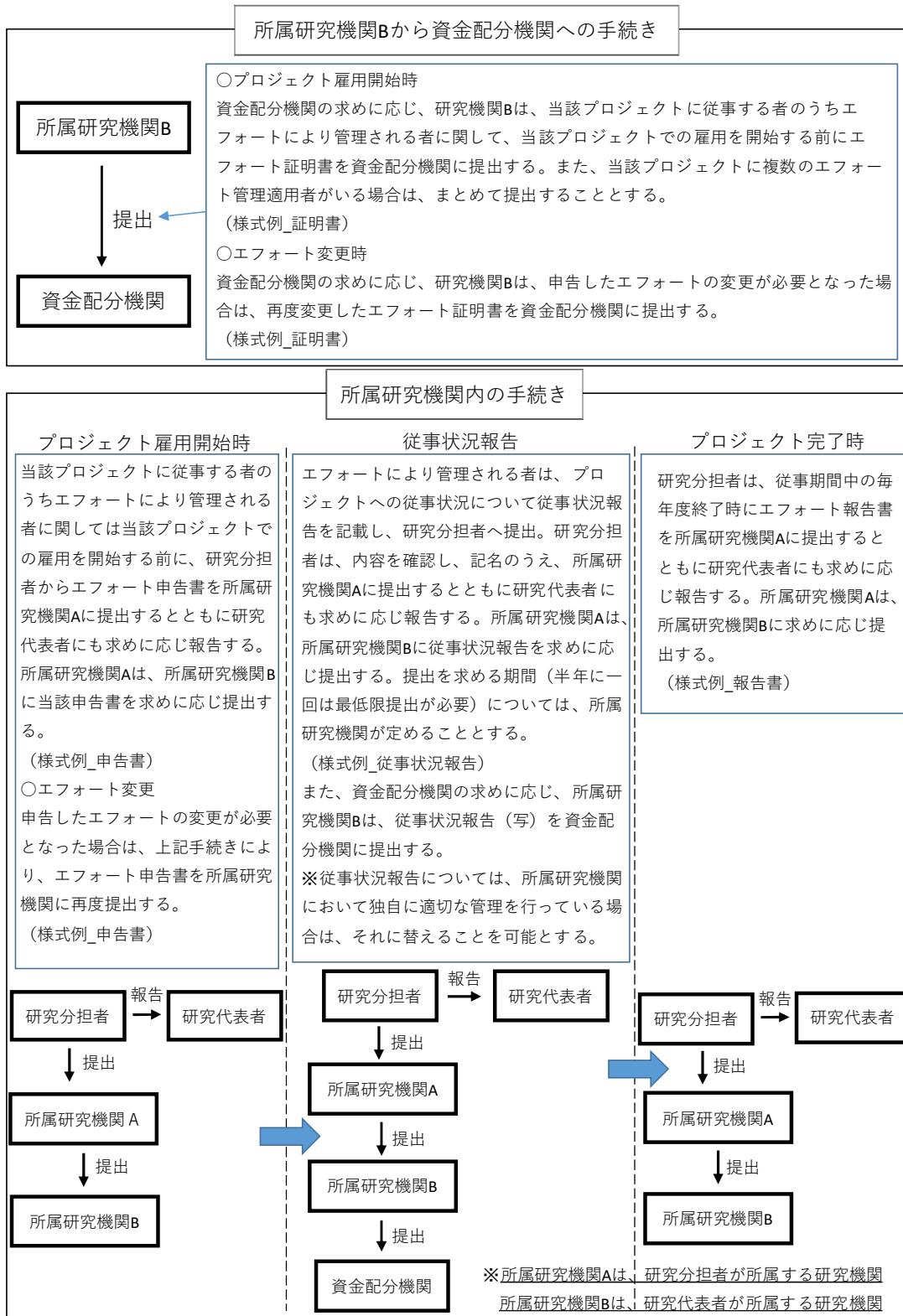


(参考)【競争的研究費に関する関係府省申し合わせの定める実施方針より抜粋】

別添（5の（3）関係）

申告等に係る手続き

(研究分担者の場合)



(iii) 大学等の人物費計上（実績単価方式）に必要な書類一覧

① 専従者及びエフォート適用者的人物費計上の場合

専従者及びエフォート適用者は（大学等の機関でエフォート手続きによりエフォート管理される、年俸制及び月給制の研究者のみが対象）の人物費は「人物費精算書（大学用）」【経理様式B-5】を使用して計上してください。

雇用形態	従事状況報告(※) 【経理様式 B-7】	人物費精算書 (大学用) 【経理様式 B-5】	エフォート証明書 【経理様式 B-6】	実験調査参加者リスト 【計画様式 1 付属 資料 1】
月給制 年俸制	○	○	○ 100%の場合も提出してください	○ エフォート証明書に記載のエフォート率を記入

(※) 半年に1回以上の報告が必要です。AMEDより求めがあれば提出してください。

② 上記以外の人物費計上（研究者、研究補助者）

①以外の人物費を従事率で計上する場合は「人物費精算書」【経理様式 C-3】を使用して計上してください

雇用形態	作業月報(※) 【経理様式 C-1】	作業日誌(※) 【経理様式 C-2】	人物費精算書 (大学用)【経理様式 B-5】あるいは 【経理様式 C-3】	従事証明書 (※) 【経理様式 C-4】	実験調査参加 者リスト【計画様 式 1 付属資料 1】 エフォート欄は記入 しないでください
専従者 月給制 年俸制	○	-	○	○	○
専従者 時給制 日給制	-	○	○	○	○
兼業者	-	○	○	○	○

(※) 作業月報、作業日誌、従事証明書については、計上内容の確認のため、AMEDより提出を求める場合があります。これらの書類は、大学等で同様の書類があれば代替可能です。

(iv) 退職した任期付き研究者への賞与及び退職金の支給について

(a) 退職した任期付き研究者への賞与の支払いについて

AMEDのプロジェクトに参加していて、途中で研究機関を退職した任期付き研究者に対し従事期間外に支払われた賞与については、以下の支給条件を満たしている場合に限り、人物費への計上を認めることとします。

① 退職が委託期間内であること。

- ② 賞与の支払いが退職後 1ヶ月以内であること。
- ③ 計上額については雇用期間（従事期間）で按分すること。（按分方法は機関の規定による）

(b) 退職金の計上について

退職金の取扱いについては、研究機関に退職金規程が整備されている場合に限り、直接経費に計上することができます。

計上できる期間としては、委託実験調査業務に従事した期間とします。

支給条件については、以下のとおりです。

- ① 任期付き研究者であること。
- ② 雇用契約書に退職金が支給されることが記載されていること。
- ③ 退職金の支払いについて、退職又は事業終了後の翌月末日又は 4 月 30 日までのいずれか早い日で、その月までに支払いが完了したものとなります。

(v) 雇用に関する留意事項

- 雇用契約書・作業日誌等の雇用関係書類を整備し、当該委託実験調査にかかる従事状況を適切に把握・管理してください。
- 委託実験調査開始前の人件費は計上できません。
- 実験調査遂行上、必要な人材を必要な時期に適切な処遇で雇用できるよう配慮してください。
- 学生を雇用する際は、学業に支障をきたさないよう配慮してください。
- 創薬ブースターにおいては、学生を雇用し参加させる際の条件を下記のとおりに設定しています。これら条件を確認したことを示す「創薬ブースター学生参加確認シート」をAMEDに提出してください。なお、下記条件にある「主任研究者又は分担研究者（以下「PI等」という。）」は「実験調査担当者等」に、「研究協力者」は「実験調査参加者」に読み替えてください。

【学生参加の条件】

次のいずれの条件も満たす場合に、学生が、PI等の指示に基づいて実験補助等を行う研究協力者として創薬ブースターの支援テーマに参加することができます。

- 1) 創薬ブースターの支援に基づく研究に関する秘密情報について、学生とPI等の所属機関との雇用契約等により学生に対して秘密保持義務が適用されること、又は同等のことが担保されること。
  - 2) 学生が参加する創薬ブースター支援テーマの研究内容が、卒論等の学位取得のために学生自らが実施する研究テーマとは重複しないこと。
  - 3) 創薬ブースターにおいて学生が生み出した発明に関して、学生とPI等の所属機関との雇用契約等により、当該PI等の所属機関の職務発明規程が適用されること。
- ※ 補足：学生は実験補助等を行うため発明者となる可能性は非常に低いが、結果として発明者となる場合を考慮する。
- 4) 創薬ブースターの支援テーマへの参加に際して、学生とPI等の所属機関との間において締結す

る雇用契約等により、研究協力者としての対価が学生に支給されること。

※補足：学生に対する対価支払いの原資を委託実験調査費とする場合、創薬ブースターの委託実験調査契約事務処理説明書記載事項にしたがうこと。

5) 学生の創薬ブースターの支援テーマへの参加が、学生の自由意思に基づく参加であること。

※補足：学生がPI等による創薬ブースターの支援テーマへの参加要請に応じないとしても、PI等及びPI等の所属機関は当該学生に対して不当な扱いをしないことに留意が必要。

### ③ 人件費【企業等】

#### ( i ) 専従者の取扱いについて

専従者の人件費は、企業等が支払った実績単価計算又は健保等級単価計算により計上を行ってください。計上にあたっては証拠書類の整備のほか別表の資料を作成し、「委託費〔直接経費〕収支簿」【経理様式 A - 2】に添付してAMEDへ提出してください。

#### ( ii ) 兼業者の取扱いについて

兼業者の人件費は、当該委託実験調査に該当する部分の人件費を適切に按分の上、計上してください。計上にあたっては証拠書類の整備のほか別表の資料を作成し、「委託費〔直接経費〕収支簿」【経理様式 A - 2】に添付してAMEDへ提出してください。

#### (別表) 雇用形態別必要書類について

##### <実績単価計算>

雇用形態		作業月報 【経理様式 C-1】	作業日誌 【経理様式 C-2】	人件費精算書 【経理様式 C-3】	従事証明書(※) 【経理様式 C-4】
専従者	月給制・年俸制	○	-	○	○
	時給制・日給制	-	○	○	○
兼業者		-	○	○	○

※当該実験調査に従事することが明記されている任意の雇用関係書類（労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令等）が提出できる場合は、従事証明書の作成を省略することができます。

<健保等級単価計算>

雇用形態	作業月報 【経理様式 C-1】	作業日誌 【経理様式 C-2】	人件費積算書 【経理様式 C-5】 健保等級証明書 【経理様式 C-6】	専従証明書(※) 【経理様式 C-7】
時間単価	—	○	○	—
専従者	○	—	○	○

※当該実験調査に従事することが明記されている任意の雇用関係書類（労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令等）が提出できる場合は、専従証明書の作成を省略することができます。

(iii) 人件費上限時間について

(a) 裁量労働制適用者

「当月のみなし労働時間－年休・特休・欠勤（時間）」（上限時間）と「給料支給上の休日労働時間」の合計時間をみなし労働時間の上限とします。なお、各月の所定労働日数は、月初めから末日までの期間により算出します。

(b) 管理職（労働基準法上の管理監督者であり管理職で、給与規程により時間外、休日手当が支給されない者）

「当月の所定労働（勤務）時間－年休・特休・欠勤（時間）」を上限時間とします。なお、各月の所定労働日数は、月初めから末日までの期間により算出します。また休日労働時間の計上はできません。

④ 人件費に係る健保等級単価について

(i) 人件費単価の基本的な考え方

健保等級適用者は、健保等級<sup>※1</sup>により研究員の区分に基づき、以下の2種類の人件費単価一覧表から人件費単価を決定してください。健保等級適用者については、その算定基礎に法定福利費<sup>※2</sup>相当額を加算しています。

※1 健康保険では、被保険者が事業主から受け取る毎月の給料等の報酬の月額を一定の幅で区分した「標準報酬月額」を設定し、保険料の額や保険給付の額を計算しますが、この標準報酬月額の区分を「健保等級（健康保険等級）」といいます。（区分は1等級から50等級まであります。）

※2 法定福利費とは、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料、介護保険、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償等のうち事業主が支払う福利厚生費をいいます。

研究員の区分	人件費単価一覧表 (健康保険等級適用者の場合)	AMEDへの 請求単価
(1) 時間単価適用者	人件費単価一覧表 (時間単価用)	時間単価
(2) 専従者	人件費単価一覧表 (専従者用)	月額

( ii ) 人件費単価一覧用 (時間単価用)

「人件費単価一覧表 (時間単価用)」の見方を参考にしてください。

<直接雇用者>

人件費単価一覧表 (時間単価用) の単価は、時間単価適用者の人件費を算出する際に用います。人件費単価 (円/時間) の適用方法は下表のとおりです。なお、人件費単価一覧表 (時間単価用) に掲げられている単価を用いる場合は、時間内、時間外、休日の区分に関わらず、常に同一の単価を適用します。

雇用関係	給与の定め方	人件費単価 (時間単価)
健保等級 適用者	年俸制 月給制 日給制 時給制	賞与回数に応じた人件費単価一覧表の A 区分/B 区分を選択し、「健保等級」に対応する人件費単価を適用します。

<出向者>

・出向契約書に出向者的人件費額（出向者の給与額相当）が明示されている場合、あるいは出向契約書の記載から前述の人件費額が算出可能な場合

出向契約書から求められる人件費額からそれぞれ年俸、月給、日給、時給の相当額を契約額と読み替えます。

・出向契約書に出向者的人件費額が明示されていない、及び算出不可能な場合

出向元規定あるいは出向先規定に則ります。

<派遣>

直接雇用者の健保等級適用者以外の算出方法を適用します。ただし、年俸、月給、日給、時給の記載はそれぞれの単位の契約額と読み替えます。

( iii ) 人件費単価一覧表 (専従者用)

<直接雇用者>

人件費単価一覧表 (専従者用) の単価は、「委託期間中に継続して半年以上当該 AMED 事業の

みに専従する研究員」の人事費を算出するために用います。

健保等級適用者は、一覧表に記載された月額の人事費単価を使用してください。なお、雇用形態が時給制・日給制であっても健保等級を保有していれば専従者として研究員登録が可能です。この場合も、同様に一覧表に記載された月額の人事費単価を使用してください。

健保等級非適用者は、実績単価にて算出してください。

健保等級を保有しない時給制・日給制の健保等級非適用者は専従者として登録できません。

#### <出向者>

- ・出向契約書に出向者の人事費額（出向者の給与額相当）が明示されている場合、あるいは出向契約書の記載から前述の人事費額が算出可能な場合出向契約額から月額を算出してください。
- ・出向契約書に出向者の人事費額が明示されていない、及び算出不可能な場合、出向元規定あるいは出向先規定に則ります。なお、雇用形態が時給制・日給制であっても健保等級を保有していれば専従者として研究員登録が可能です。この場合も、同様に一覧表に記載された月額の人事費単価を使用してください。

#### <派遣>

派遣契約額から月額を算出してください。

雇用形態が時給制・日給制の場合、専従者として研究員登録はできません。

## 「人件費単価一覧表（時間単価用）」の見方

### ① 健保等級単価A／B

登録研究員の賞与回数に応じて、「健保等級」の左右の「人件費単価」を参照してください。原則として、健保等級適用者は法定福利費を加算した人件費単価を適用します。ただし、給与の額の定めがない出向契約者を健保等級適用者として扱う場合は、出向先が法定福利費の事業主負担分を全額負担していることが出向契約書等において確認できる場合を除いては、法定福利費を加算しない人件費単価を適用します。

令和●年度 人件費単価一覧表（時間単価用）

令和●年度適用（単位：円）

健保等級適用者				
A.賞与なし、年4回以上		賞与回数	B.賞与1回～3回	
法福費加算	加算しない	法定福利費の 加算の有無	法福費加算	加算しない
人件費単価 ／1H（円）	人件費単価 ／1H（円）	健保等級	人件費単価 ／1H（円）	人件費単価 ／1H（円）
420	340	1	540	450
480	400	2	630	530
550	460	3	710	610
610	520	4	800	680
670	580	5	890	760
720	620	6	940	810
760	650	7	990	860
810	700	8	1,070	920
870	750	9	1,140	980

人件費単価一覧表（時間単価用）

令和5年度適用（単位：円）

健保等級適用者				
A.賞与なし、年4回以上		賞与回数	B.賞与1回～3回	
法福費加算	加算しない	法定福利費加算の有無	法福費加算	加算しない
人件費単価	人件費単価	健保等級	人件費単価	人件費単価
420	350	1	550	470
480	410	2	630	550
550	470	3	730	630
610	530	4	810	710
680	590	5	900	790
730	630	6	970	840
770	670	7	1,020	890
820	710	8	1,090	950
880	760	9	1,170	1,020
930	810	10	1,240	1,080
990	860	11	1,320	1,150
1,050	910	12	1,390	1,210
1,120	970	13	1,490	1,290
1,190	1,030	14	1,580	1,370
1,260	1,090	15	1,670	1,450
1,330	1,150	16	1,770	1,540
1,400	1,210	17	1,860	1,620
1,550	1,340	18	2,060	1,780
1,690	1,460	19	2,240	1,940
1,830	1,580	20	2,430	2,100
1,970	1,700	21	2,620	2,270
2,120	1,820	22	2,810	2,430
2,260	1,950	23	3,000	2,590
2,400	2,070	24	3,190	2,750
2,540	2,190	25	3,370	2,910
2,680	2,310	26	3,560	3,080
2,890	2,500	27	3,840	3,320
3,100	2,680	28	4,120	3,560
3,320	2,860	29	4,410	3,810
3,530	3,040	30	4,690	4,050
3,740	3,230	31	4,970	4,290
3,950	3,410	32	5,250	4,540
4,160	3,590	33	5,530	4,780
4,380	3,780	34	5,820	5,020
4,570	3,960	35	6,080	5,270
4,770	4,140	36	6,350	5,510
4,960	4,320	37	6,610	5,750
5,220	4,570	38	6,960	6,080
5,480	4,810	39	7,310	6,400
5,740	5,060	40	7,660	6,730
6,060	5,360	41	8,080	7,130
6,390	5,670	42	8,520	7,540
6,710	5,970	43	8,950	7,940
7,040	6,280	44	9,390	8,350
7,430	6,640	45	9,900	8,830
7,820	7,010	46	10,420	9,320
8,210	7,370	47	10,940	9,810
8,600	7,740	48	11,460	10,290
8,990	8,100	49	11,980	10,780
9,380	8,470	50	12,500	11,270

**人件費単価一覧表（専従者用）**

令和5年度適用（単位：円）

健保等級適用者				
A.賞与なし、年4回以上		賞与回数	B.賞与1回～3回	
法福費加算	加算しない	法定福利費加算の有無	法福費加算	加算しない
人件費単価 /月額	人件費単価 /月額	健保等級	人件費単価 /月額	人件費単価 /月額
70,050	58,000	1	92,230	77,140
80,700	68,000	2	106,700	90,440
91,340	78,000	3	121,170	103,740
101,990	88,000	4	135,640	117,040
113,580	98,000	5	151,060	130,340
120,530	104,000	6	160,310	138,320
127,490	110,000	7	169,560	146,300
136,760	118,000	8	181,890	156,940
146,030	126,000	9	194,220	167,580
155,300	134,000	10	206,550	178,220
164,570	142,000	11	218,880	188,860
173,850	150,000	12	231,220	199,500
185,440	160,000	13	246,630	212,800
197,030	170,000	14	262,040	226,100
208,620	180,000	15	277,460	239,400
220,210	190,000	16	292,870	252,700
231,800	200,000	17	308,290	266,000
254,980	220,000	18	339,120	292,600
278,160	240,000	19	369,950	319,200
301,340	260,000	20	400,780	345,800
324,520	280,000	21	431,610	372,400
347,700	300,000	22	462,440	399,000
370,880	320,000	23	493,270	425,600
394,060	340,000	24	524,090	452,200
417,240	360,000	25	554,920	478,800
440,420	380,000	26	585,750	505,400
475,190	410,000	27	632,000	545,300
509,960	440,000	28	678,240	585,200
544,730	470,000	29	724,490	625,100
579,500	500,000	30	770,730	665,000
614,270	530,000	31	816,970	704,900
649,040	560,000	32	863,220	744,800
683,810	590,000	33	909,460	784,700
718,580	620,000	34	955,710	824,600
750,510	650,000	35	999,120	864,500
782,450	680,000	36	1,042,530	904,400
814,390	710,000	37	1,085,940	944,300
856,970	750,000	38	1,143,830	997,500
899,560	790,000	39	1,200,700	1,050,700
942,140	830,000	40	1,257,330	1,103,900
995,370	880,000	41	1,328,130	1,170,400
1,048,600	930,000	42	1,398,930	1,236,900
1,101,830	980,000	43	1,469,720	1,303,400
1,155,060	1,030,000	44	1,540,520	1,369,900
1,218,940	1,090,000	45	1,625,470	1,449,700
1,282,810	1,150,000	46	1,710,430	1,529,500
1,346,690	1,210,000	47	1,795,380	1,609,300
1,410,570	1,270,000	48	1,880,340	1,689,100
1,474,440	1,330,000	49	1,965,290	1,768,900
1,538,320	1,390,000	50	2,050,250	1,848,700

(iv) 人件費単価の算出方法

(a) 健保等級適用者の該当要件

健保等級を適用する者は、以下の条件をすべて満たしている必要があります。

① 健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該委託業務に従事する者

② 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者

また、国民健康保険加入者は、原則、健保等級適用者となりませんが、以下の場合は例外として、健保等級適用者として扱います。

当該国民健康保険の標準報酬月額の区分や等級が、健康保険と同一である場合には、健保等級適用者とみなします。ただし、その場合、法定福利費の加算は行いません。

→算出方法は「(v) 健保等級適用者の単価算出方法」を参照

(b) 出向者の場合

出向契約書等に基づき、「出向者」として当該委託業務に従事する場合、以下の条件により、「健保等級適用者」と「健保等級非適用者」に区分されます。

① 出向契約書に出向者的人件費額が明示されていない、あるいは算出不可能な場合

「給与・賞与は、出向元の給与規程により出向元又は出向先が出向者に支給する」等のとき、健保等級適用者の条件②を満たせば、健保等級適用者として取扱います。

→算出方法は「(v) 健保等級適用者の単価算出方法」を参照

健保等級適用者の条件②を満たさない場合は、健保等級非適用者として取扱います。

② 出向契約書に出向者的人件費額（出向者の給与額相当）が明示されている場合、あるいは

出向契約書の記載から前述の人件費額が算出可能な場合

委託事業者が負担する人件費の1カ月あたりの金額を月給額（契約額）とみなし、人件費単価を決定することになります。

時間単価：月給額÷従事時間　　月額単価：月給額

上記①・②いずれの場合も、原則として法定福利費は加算しない人件費単価を適用します。

ただし、出向契約書等において出向者に係る法定福利費の事業主負担分について、出向先が全額負担している場合で、出向契約書等においてそれが明確に確認できる場合については、法定福利費を加算した人件費単価を使用することとします。

(v) 健保等級適用者の単価の算出方法

(a) 健保等級単価（人件費単価）の算定方法

給与規程等により規定されている時間内単価、時間外単価、休日単価等の区別に関わらず、「人件費単価一覧表」の人件費単価を下記のとおり適用します。

健保等級の適用にあたっては、委託事業の開始時に適用されている等級に基づく単価を使用し、当該事業期間中において改定があった場合には新しい健保等級に基づく単価を改定月より適用します。

(b) 健保等級単価（人件費単価）の賞与回数の区分

健保等級適用者に適用する人件費単価は、年間の賞与回数に応じて次のとおり、該当する単価表の区分を用い、人件費単価一覧表において法定福利費を加算した人件費単価を適用します。

- ① 賞与が通常支給されない者、又は通常年4回以上支給される者

人件費単価一覧表のA区分を適用します。

- ② 賞与が年1～3回まで支給されている者

人件費単価一覧表のB区分を適用します。

(c) 健保等級の証明

健保等級については、「健保等級証明書」【経理様式C-6】により、給与担当課長等の証明を要します。なお、「(iv) (b) 出向者の場合①」に該当する場合は、健保等級証明者は出向元の給与担当課長等となります。

いずれの場合も、証明いただく健保等級は、人件費単価算定期月の実績とします。

(d) 健保等級の確認方法

健康保険等級を保有する研究員の人件費単価は以下の手順で確認することができます。

1. 標準報酬月額を確認する
2. 都道府県別の健保等級を確認する
3. 健保等級からAMED人件費単価（健保等級単価）を決定する
4. 健保等級証明書の作成

被保険者標準報酬決定通知書													
事業所 登録番号		厚生年金基金番号		被保険者氏名		生年月日		前月		従前の標準報酬月額		備考	
ア. 健康保険被保険者証の番号				イ. 被保険者氏名		生年月日		前月		従前の標準報酬月額		ツ. 備考	
ウ. 厚生年金基金の利潤支払基準日数				報酬月額				シ. 支払基準日数17日以上 の元の標準報酬月額		ス. 過去年月		・過及支払額 ・昇(降)格差の月額 ・昇(降)格月	
ケ. 通貨によるものの額		コ. 現物によるものの額		サ. 合計				セ. 平均額		ソ. 修正平均額		タ. 決定後の標準報酬月額	
<b>健保証番号(年金整理番号)</b>													
1		被保険者氏名		生年月日		種別		健保の徴収		厚年の徴収		千円	
支 払 基 础		月 日		年 月 日		合		円 総計		円 総計		年 月	
4 30		普通にによるもの		昭59 10 19		1 2 4 0		1,686,000		2015 7		円 年 月	
5 31								円 平均		円 修正平均			
6 30		の 種						562,000		562,000			
						計		562,000		5 6 0		厚年の徴収 千円	
<b>健保証番号(年金整理番号)</b>													
2		被保険者氏名		生年月日		種別		健保の徴収		厚年の徴収		千円	
支 払 基 础		月 日		年 月 日		合		円 総計		円 総計		年 月	
4 30		普通にによるもの		昭51 2 17		1 6 2 0		2,061,600		2015 7		円 年 月	
5 31								円 平均		円 修正平均			
6 30		の 種						689,200		687,200			
						計		686,200		6 8 0		厚年の徴収 千円	
<b>上記のとおり標準報酬を決定したので通知します。</b>													
事業所 所在地 事業所名称 事業主名		平成〇〇年〇月〇日 日本年金機構理事長											
確認 2014.〇.〇 日本年金機構 審査センター													

### (参考) 被保険者標準報酬改定通知書

様式は、「標準報酬決定通知書」とほぼ同じですが、上記の  欄が「健保の決定」→「健保の改定」となっています。

### (確認の際の注意点)

- 都道府県別健保等級表の標準報酬月額から健保等級を確認します。

※地域別になっていますが、標準報酬と報酬月額はどの地域でも同じです。

(例：健康一郎氏の健保等級は 32 等級)

健康保険等級は全国健康保険協会のホームページから確認することが出来ます。

標準報酬			報酬月額	全額		
等級	月額	日額		円以上		
				円未満		
1	58,000	1,930	63,000	～	63,000	
2	68,000	2,270	73,000	～	73,000	
3	78,000	2,600	83,000	～	83,000	
4	88,000	2,930	93,000	～	93,000	
5(1)	98,000	3,270	93,000	～	101,000	
6(2)	108,000	3,600	101,000	～	108,000	
7(3)	410,000	13,670	395,000	～	425,000	
28(24)	440,000	14,670	425,000	～	455,000	
29(25)	470,000	15,670	455,000	～	485,000	
30(26)	500,000	16,670	485,000	～	515,000	
31(27)	530,000	17,670	515,000	～	545,000	
32(28)	560,000	18,670	545,000	～	575,000	
33(29)	590,000	19,670	575,000	～	605,000	
34(30)	620,000	20,670	605,000	～	635,000	
35	650,000	21,670	635,000	～	665,000	
36	680,000	22,670	665,000	～	695,000	
37	710,000	23,670	695,000	～	725,000	

人件費単価一覧表（時間単価用）

健保等級適用者			
A. 賞与なし、年4回以上	B. 賞与回数	C. 賞与1回	D. 法規費加算
法規費加算 ← 人件費単価 /1H	加算しない *加算の有無	法規費加算 → 人件費単価 /1H	法規費加算 → 人件費単価 /1H
2,400	2,150	26	3,450
2,630	2,270	26	3,450
2,840	2,460	27	3,720
3,050	2,630	28	3,990
3,250	2,810	29	4,250
3,460	2,990	30	4,520
3,670	3,170	31	4,790
3,880	3,350	32	5,060
4,090	3,530	33	5,320
4,300	3,710	34	5,590
4,490	3,880	35	5,840
4,680	4,050	36	6,090
4,870	4,240	37	6,350
5,130	4,480	38	6,680

### 3. 人件費単価の証明

健保等級又は給与については、「健保等級証明書」又は「給与証明書」により、給与担当課長等の証明が必要です。

### (注意点)

- AMED の検査に必要な書類は、「健保等級証明書」又は「給与証明書」としていますが、必要に応じて「被保険者標準報酬決定（又は改定）通知書」の提示を求めることがありますので準備してください。

### ⑤ 謝金【大学等・企業等共通】

- 専門的知識の提供者への謝礼等を「謝金」と定義します。謝金に関する注意事項は以下のとおりです。
  - 当該委託実験調査の実施に伴い直接必要であるとAMEDが認めた場合に限り支出し可能です。AMEDに事前に相談してください。
  - 研究機関の規程に基づき支出してください。規程がない場合は、研究機関内決裁を受けた書類のコ

ピーを添付してください。

- ・実験調査チーム内のミーティング等における外部専門家の専門知識提供等に謝金を支払う場合を想定しています。
- ・同一支援課題内の「実験調査参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】に名前を登録している研究者に対して謝金の支出はできません。
- ・常時実験調査に参加しない学部生等に委託実験調査に直接必要となる業務のデータ収集や実験補助のような単純労働をさせ対価を支払う場合は、「人件費」として「実験調査参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】に登録してください。ただし、「3. ② (v) 雇用に関する留意事項」にしたがってください。

#### (4) <その他>

##### ① 外注費について

研究開発要素を含まない検査・分析・解析等の請負外注にかかる経費、動物飼育業務等の請負外注費用（注）、データベース等のソフトウェア開発に関する費用等が計上できます。

なお、試作品や設備機器の作製を目的とする外注費については、第三者に実施させるために必要な費用等であっても物品費に計上してください。

（注）学内飼育による学内取引はその他経費で計上できますが、外注費ではありませんので注意してください。

##### ② 研究成果発表費用及び学会参加費について

●創薬ブースターでは学会参加、海外渡航に伴う旅費、研究成果発表用費用の支出は原則として認めません。ただし、必要性・妥当性を十分に検討した上で、研究遂行において必要不可欠だと研究機関が判断する場合には、事前にAMEDに相談してください。AMEDが実験調査計画書の確認を行い、本委託実験調査の遂行上特に必要であると判断した場合には、当該支出を承認する場合があります。そのような場合であっても年会費の支出は認められません。

●学会参加費のようなクレジットカード払いしか支払いができる場合は、個人のクレジットカードの使用ができるものとします。その際の証拠書類は、支払ったことがわかる内訳明細が明確な書類いずれか1つ（領収書、レシート、クレジットカード利用明細書等）を添付してください。

●学会参加費の証拠書類には領収書・学会参加がわかる参加証等を添付してください。

##### ③ 会議費について

創薬ブースターで会議費用の支出は原則として認めません。

##### ④ リース・レンタルについて

●設備等については、購入の他、リースやレンタルも原則として認めません。

ただし、必要性・妥当性を十分に検討した上で、実験調査遂行において必要不可欠であると研究機関が判断する場合は、事前にAMEDに相談してください。AMEDが実験調査計画書の確認を行い、本委託実験調査の遂行上、特に必要であると判断した場合には、リース・レンタルを承認する場合があります。

●リース契約にあたり、リース終了後に所有権移転を前提にした契約は認められません。また、リース期間は、対象資産の法定耐用年数（研究用設備は原則4年）としてください。

●AMEDから事前承認を受け、リース・レンタルを行う場合であっても、その契約にあたっては競争原理の導入が求められます。また、購入する場合に比して経済的であることが必要です。リース・レンタルを行うことにより、当該委託実験調査費が過度な負担を負うことは認められません。なお、実験調査担当者等が異動する際に実験調査に支障の生じないことが前提となります。

●リース・レンタルの計上費目は、「物品費」ではなく「その他」としてください。

##### ⑤ リース料・レンタル料、ソフトウェアライセンス、保守費等の計上範囲について

- 上記費用を前納（一括払い）した場合でも、直接経費として計上できるのは、原則として既経過期間のみとなります。
- 年度を跨いで年間契約をして、当該年度に前納（一括払い）した場合は、当該費用を当該年度分と次年度分に区別して、それぞれの年度に計上してください。
- ライセンス期間の定めがない（無期限である）場合、分母となるライセンス期間が明確でないため、支払った年度の費用として全額計上してください。ただし、同じソフトウェアで1年ライセンスがある場合は、永久ライセンスは認めません。

⑥ 研究機関所有の設備・装置の使用について

当該委託実験調査に直接使用する研究機関所有の設備・装置について、研究機関の規程等により合理的と認められる使用料が課されている場合は、当該経費を直接経費から支出することができます。

⑦ 施設・設備等の保守について

- 取得物品及び提供物品の修理費について、当該委託実験調査に直接必要である施設・設備等の保守料・修理費であれば、既存の施設・設備等であっても、直接経費から支出することができる場合がありますので、AMEDに事前に相談してください。なお、当該事業と他の事業が共同で利用する施設・設備等の保守料・修理費については、利用状況等を勘案した合理的根拠に基づき区分して負担する場合には、支出することが可能です。
- 直接経費による施設・設備等の修理は、通常の利用の範囲内において必要となった場合に限ることとし、使用者の過失が原因である場合には支出できません。
- 機器の修理費及び保守費を計上する場合は、何年度に購入した物品かを明確にしてください。
- 企業等において、本委託実験調査以外の資金で購入した研究機関所有の機械・装置を修理又は保守する場合、100%AMED業務に使用していることが条件となります。ただし、大学等において、共用使用及び他の事業（競争的研究費等）と合算で購入した研究用設備・備品の場合は、100%の適用は除外します。

⑧ 実験調査実施場所借上経費について

- 当該委託実験調査に直接必要であり、専ら使用する実験調査実施場所については、借上経費の支出が可能です。研究機関は、実験調査実施場所の必要性や借上経費の妥当性について適切に判断の上、支出してください。なお、対象となる施設が研究機関所有の場合、その使用料の算出にあたっては利用規則の規程にしたがう等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。
- 実験調査実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備してください。（様式任意）
- 当該借上経費のうち、共益費及びそれに類する費用は直接経費では計上できません。

⑨ 印刷費について

報告書及び資料等の作成費用は印刷費として計上できますが、適正な印刷部数を計上してください。

⑩ 光熱水料について

- 当該委託実験調査に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置等の運転等に要した光熱水料は、直接経費から支出することができますが、その額は専用のメーターに基づく支出を原則とします。なお、専用のメーターが装備されていない場合であっても、専有面積、使用時間等を勘案した合理的な積算根拠があり、その使用料を他の研究や業務と区別できる場合には、直接経費から支出することが可能です。ただし、研究機関がその合理性を十分に説明し得る方法により行ってください。
- 根拠が明瞭でない一定比率を光熱水料として割り当てることはできません。
- 事務スペース、共用スペースに係る光熱水料は当該実験調査に直接使用しているとはいえないため、一般管理費から支出してください。
- 専用メーター以外の合理的積算根拠により計上している場合は、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備してください。（様式任意）

⑪ 軽減税率留保額について

軽減税率の適用を受けた取引に関する取扱いについては、「IV. 5. (3) 軽減税率に係る取扱いについて」を参照してください。

⑫ 消費税相当額について

不課税取引等に係る消費税相当額の取扱いについては、「IV. 5. (2) 不課税取引等に係る消費税相当額の取扱いについて」を参照してください。

⑬ 年度を跨ぐ外注契約の締結について【大学等・企業等共通】

研究機関等とAMEDとの委託実験調査契約における委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの最大1年間が原則であり、当該実験調査のための役務の提供についても発注・契約から納品・検収・支払いまで、同一年度内（支払いについては4月末日まで）に行われるが原則となります。

ただし、品質保証の試験・分析等のように結果が出るまでに相当の期間を要する役務等については、適正な実験調査計画による実験調査の遂行の観点から、研究機関と業者等の間で、実験調査の準備のため、前年度に契約したものでも、役務の提供が当年度になされた結果、当年度の実験調査に利用し、当年度に支出が発生するものについては、当年度の予算及び委託実験調査契約に盛り込んでいる範囲で、当年度の費用として計上することができます。

具体的な事例については、以下のとおりです。

なお、必ず事前にAMEDに相談してください。実験調査計画上、役務の提供の仕様や内容が適切である等、その必要性をAMEDが認める場合に限られます。

( i ) 年度跨ぎの契約として認められるもの

・発注・契約から完了・検収までが、共同研究契約の研究実施期間内において年度を跨ぐ試験・分析の実施等役務の提供。（例：原液等の長期保存試験、毒性試験）  
ただし、実験調査の進捗状況等により、共同研究契約の研究実施期間が変更され当初予定よりも短縮した場合は、変更後の期間を超えた分の経費は認められません。

( ii ) 年度跨ぎとして認められないもの

- ・発注・契約から納品・検収及び支払いまでが共同研究契約の研究実施期間以上となるもの
- ・発注・契約、納品・検収が前年度に完了し、支払いだけが年度を跨ぐもの（ただし、終了月の翌月末までの支払いは可能）
- ・リース契約や試験・分析の複数年契約でも、年度毎の費用計上が可能なものの
- ・共同研究契約の研究実施期間における初年度において、その契約締結以前に年度を跨ぐ契約を締結したもの
- ・共同研究契約の研究実施期間における最終年度において、その翌年度に跨ぐ契約を締結したもの

## 5. 直接経費に係る留意事項

### （1）当該委託実験調査費執行に係る発注について

発注・検収業務について、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する等、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に則り、適切に行ってください。

### （2）不課税取引等に係る消費税相当額の取扱いについて

- 委託実験調査契約は、消費税法上の「役務提供」に該当するため、委託実験調査費の全額が消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の課税対象となります。
- 委託実験調査費を物品調達等の課税取引だけでなく、人件費や海外旅費等の不課税取引等に支出する場合、AMEDから受け取る消費税額と、各研究機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各研究機関より納付することになります。
- 直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上してください。直接経費として計上しない場合、不課税取引等に係る消費税相当額分は研究機関の自己負担となります。ただし、「免税事業者」及び「国又は地方公共団体（一部事務組合・広域連合等含む）が一般会計に係る業務として行う事業等（例：一般会計で運営される市立大学）」（以下「免税事業者等」）である場合は、不課税取引等に係る消費税相当額を計上することはできません。
- 不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。

なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。

（例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として定率を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額・人件費総額に消費税率を乗じて計上する等は認められません。）

- 不課税取引等として以下のようないい例があげられます、課税区分判定については研究機関の取扱いにしたがってください。

- ( i ) 人件費（うち通勤手当を除く）
- ( ii ) 外国旅費・外国人等招聘旅費（うち支度料や国内分の旅費を除く）（AMEDの事前承認を得た場合）
- ( iii ) その他、国外で消費する経費（国外の学会出席の際、国外に参加費を支払う場合等）（AMEDの事前承認を得た場合）
- ( iv ) 海外からの購入物品（輸入消費税支払い分を除く）
- ( v ) 国内学会参加費のうち課税対象外となるもの（AMEDの事前承認を得た場合）

### （3）軽減税率にかかる取扱いについて

令和元年10月1日付で消費税率が10%に改訂されましたが、飲食料品及び新聞（定期購読契約に基づくもの。ただし、直接経費計上の対象外です。）については、当分の間、軽減税率（8%）が適用されることとなります。

該当品目に対する委託実験調査契約に係る消費税の税率（10%）と軽減税率（8%）との差によって生じる差額については、「その他」に「軽減税率差額」として計上してください。なお、免税事業者等については、当該差額を計上することはできません。

### （4）直接経費の収支管理

- 直接経費の収支を明らかにするために「委託費【直接経費】収支簿」【経理様式A-2】を作成し、『物品費、旅費、人件費・謝金、その他』の費目毎に収支管理を行っていただく必要があります。収支簿作成にあたっては、「IV. 9. 証拠書類の管理について」を参照してください。
- 研究機関において物品調達等を行った際に納入（履行）遅延金が発生する場合、研究者自身が著者（編集者）である本を直接経費で購入した場合における印税収入等は収入として計上してください。（書籍については、AMEDに事前承認を得た場合のみ購入可能。）

### （5）直接経費の支出方法について

- 直接経費の支出（研究機関から納入業者等への支払い）は、原則として、金融機関からの振込としてください（手形決済、相殺決済、ファクタリングは認められません。）。
- 研究機関の規程に基づき、研究者等による立替払いも可能です。立替払いの場合は立替が行なわれた事実が確認できる書類（領収証等）及び研究機関から立替者に精算支払いが確認できる書類（振込明細書・立替者の領収証等）の双方を保管してください。

### （6）物品・役務等の調達に係る競争原理の導入について

物品等の調達にあたっては、経済性・効率性の観点から、競争原理（相見積もり・入札制度）の積極的な導入が求められます。競争によらず、機種や業者を選定する際には、発注前に以下のとおり選定理由書を作成してください。

・購入機種を特定する場合は、その合理的な理由を示す機種選定理由書（任意様式）を必ず作成してください。その中で、類似の機種と比較した機種比較表も作成してください。

#### 【合理的な理由と認められる例】

　　交換機材の調達であり、既存機器と同一機種以外では調達の目的を達成できない。

#### 【合理的な理由と認められない例】

　　営業担当者から勧められた機種である。

・特定の業者から購入する場合は、その合理的な理由を示す業者選定理由書（任意様式）を必ず作成してください。また、その中で、競争による調達を行えない理由を明確にしてください。

#### 【合理的な理由と認められる例】

　　・輸入品であって輸入総代理店からしか調達できない。

・実験調査に密接に関わる特注品であるため、秘密保持の観点から他の業者に発注できない。

※上記理由については汎用機器には適用できません。

#### 【合理的な理由と認められない例】

・他の業者では納期的に間に合わない。

※実験調査計画に沿った調達である以上は、納期を充分に考慮した発注が可能であるため認められません。ただし、実験調査計画の急な変更に伴う場合等はこの限りではありません。

・以前に同様の物品を調達した際に最も安価だった。

※納品業者間の競争等で価格の変動は発生しうるものであり、前回安価であったことそれだけでは認められません。

・こまめに来社してくれるのでコンタクトがとりやすく、信頼度が高い。

※主觀的かつ属人的な理由であり認められません。

#### 【大学等】

物品・役務等の調達にあたっては、各機関の規程にしたがい、競争原理に配慮して処理を行ってください。選定理由書（任意様式）は各機関の規程にしたがって整備してください。

#### 【企業等】

- 物品・役務等の調達に、1契約が100万円以上（消費税込み）の場合は、原則として、適正な証拠書類を整備した上で、競争原理を導入した調達（入札又は相見積り）を行ってください。競争原理を導入しない場合、必ず選定理由書（任意様式）を整備してください。
- 1契約の金額とは、契約書（もしくは見積書）記載の金額又は契約期間における総見込み支払額とします。競争による調達を避けるために分割して調達することは認められません。

#### （7）利益排除について（自社等から調達を行う場合）

- 自社から物品又は役務の調達を行う場合、調達金額の多寡にかかわらず利益排除を行ってください。

・合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、自社の製造部門の責任者名によって、製造原価証明を作成してください。

・合理的理由により原価による利益排除が困難な場合は、まず（a）の方法を、（a）の方法が存在しない場合は（b）の方法を選択してください。

（a）自社部門間で当該年度適用の部門間振替価格を取り決めている場合は、その価格による経費の計上。ただし、部門間で利益率を取り決めている等、部門間振替価格に利益が計上されている場合は、利益排除を行ってください。

（b）自社の単独財務諸表から算出される経常利益率（経常利益／売上高、小数点以下第2位を切り上げ）による利益排除。

・（a）、（b）いずれの方法においても、証拠書類にて明らかにできるよう整備をしてください。

・（a）、（b）のいずれの方法によることも困難であるとして利益排除を行わないことは認められません。

・自社からの調達であっても、適正な価格競争（自社を含めて3社以上）の結果、自社が一番安価な

場合は、利益排除の必要はありません。

- 100%子会社等（研究機関の持分比率が連結決算ベースで100%となる子会社・孫会社）が委託先である場合、その親会社からの調達は、利益排除の対象とはなりません。
- 100%子会社等から調達を行う場合は利益排除の対象とはなりません。ただし、条件として見積り合わせ（100%子会社等含めて3社以上）で安価であるか、見積り合わせが実施できない場合は適切な選定理由を整備することが必要となります。
- 経常利益率による利益排除の方法を選択する際に、当該社が決算上赤字等（決算書上の経常利益が赤字もしくは0）の場合には、利益排除の必要はありませんが、その価格の適正性には十分な配慮を行ってください。

## 6. 一般管理費について

### （1）一般管理費の執行

研究機関の責任において、計画的かつ適正に執行するとともに領収書等の証拠書類を整備し、また、それらを事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管し、使途の透明性の確保に努めてください。

### （2）一般管理費の算定・請求

- 一般管理費は直接経費に対する10%を目安に措置されます。
- 一般管理費率が10%を超えることはありません。
- 一般管理費率は整数となるように設定してください。
- 変更契約や額の確定による返金等においては、この一般管理費率に基づき一般管理費額が算定されます。
- 一般管理費の算定（直接経費×一般管理費率）にあたっての端数処理は「1円未満切り捨て」となります。

### （3）留意事項

#### ① 一般管理費の返金

委託実験調査の実施の結果、研究機関に委託実験調査遂行上、不用となる委託実験調査費の残額が生じ、AMEDへ返金を行う場合には、返金を行う直接経費に相応する一般管理費を加えてAMEDへ返金してください。（変更契約等に伴い直接経費が減額された場合の一般管理費の精算・返金についても同様としてください。）また、当初措置された一般管理費の額と執行実績額が乖離し、一般管理費のみに余剰が発生した場合は、当該執行残高をAMEDへ返金してください。

#### ② 委託実験調査費の返金に係る一般管理費の端数計算について

- 収支対象となる直接経費に対応する一般管理費の計算は以下のとおりです。  
「返金すべき一般管理費」=「受入済の一般管理費」-「支出済の直接経費に対応する一般管理費（支出済直接経費額×一般管理費率）」
- 支出済の直接経費に対応する一般管理費の計算における端数処理は「1円未満切り捨て」としてください。

【例】直接経費 1,200,000 円のうち 199,994 円を返金する場合の一般管理費の計算

- ・支出済の直接経費 1,000,006 円 ( $1,200,000 - 199,994$ ) に対応する一般管理費【一般管理費率：10%】

$$1,000,006 \text{ 円} \times 10\% = 100,000.6 \text{ 円} = 100,000 \text{ 円} \text{ (1 円未満切り捨て)}$$

- ・返金となる一般管理費【一般管理費総額： $1,200,000 \text{ 円} \times 10\% = 120,000 \text{ 円}$ 】

$$120,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} = 20,000 \text{ 円}$$

### ③ 一般管理費の証拠書類等

一般管理費の報告は不要です。

## 7. 委託実験調査費の執行期限

当該年度における委託実験調査費執行に係る契約、検収、支出の期限は下表のとおりです。

手 続 き	当該年度末（3／31）に実験 調査実施期間が終了する契約	期中に実験調査実施期間が 終了する契約
調達物品等の検収	当該年度の 3 月 31 日	実験調査実施期間終了日又は中止日
役務等の検収	当該年度の 3 月 31 日	実験調査実施期間終了日又は中止日
業者等への支払い（支出）	翌年度の 4 月 30 日	実験調査実施期間終了の翌月末日まで

※年度を跨ぐ調達等の契約については、「IV. 4. (1) ⑤ 年度を跨ぐ物品調達契約の締結について」、「IV. 4. (4) ⑬ 年度を跨ぐ外注契約の締結について」を参照してください。原則、繰越はできません。

※人件費における事業主負担分や不課税取引等に係る消費税相当額等の研究機関留保分は、上記期限までに支払いが完了していない場合でも、その支払い金額が確定している場合に限り、当該人件費や取引が発生した年度での計上が可能です。

※業者等への支払い期限である翌年度の 4 月 30 日が土・日曜日となり、金融機関の関係で業者等への支払いが翌営業日となった場合は、その日を支払期限とします。

※公共料金の支払い分は、上記期限までに支払いが完了していない場合でも、その支払い金額が確定している場合に限り、当該取引が発生した年度での計上がり可能です。

※再委託先についても同様です。なお、実験調査担当者所属機関は AMED への実績報告書提出前に再委託先の検査を完了してください。委託先から再委託先への再委託費の支払い期限は再委託契約書の定めによります。

## 8. 委託実験調査費の AMED から研究機関への支払いについて

### (1) 支払いの方法

- 概算払いを行う場合は、「請求書」【経理様式 A - 4】に基づき、原則として『均等分割払い』（四半期毎の4回払い。委託期間の開始日が第2四半期の場合は、3分割した金額を四半期毎に3回払い）とします。分割した結果、請求額に生じる千円未満の端数は、第4四半期にまとめて請求してください。

- 下記のいずれかに該当する場合は、『一括払い』とすることが可能です。
  - ①該当年度における直接経費の額が3,000万円以下の場合
  - ②第3四半期以降に委託期間が開始する場合
  - ③変更契約に伴う追加払いの場合
  - ④その他、特段の事由がある場合
- 分割払いの支払額について、以下の理由がある場合は、AMEDにて各期の支払額を調整します。研究機関において調整が必要と認められる事由が発生する場合には、速やかにAMEDに相談してください。
  - ①研究機関又は実験調査担当者等からの求めがあり、実験調査計画の内容や実験調査遂行上の観点から必要であるとAMEDが判断した場合
  - ②AMEDの資金調達及び支払能力の範囲を超えている場合
  - ③その他、AMEDが必要と判断する場合
- 委託実験調査契約締結前及び契約期間中に行われる事務管理体制及び財務状況等に係る調査・確認の結果によっては、AMEDが別途指定する委託方法（精算払等）にしたがっていただく場合や、委託実験調査契約の締結を見合わせる場合があります。

#### (2) 委託実験調査費の請求について

- 委託実験調査費の早期支払いにより、委託実験調査費の効率的かつ速やかな執行による実験調査の円滑な推進、また、研究機関の資金繰りの軽減が図られると考えます。各研究機関においては、委託実験調査契約の早期締結、並びに請求書の速やかな提出等の事務処理をお願いします。
- 研究機関が発行する請求書は委託実験調査契約毎に作成してください。
- 委託実験調査費の請求は、速やかな支払いを可能とするため、原則として「請求書」【経理様式A-4】を使用してください。やむを得ず「振込依頼書」や「納入告知書」を使用する場合は、事前にAMEDにご相談ください。納入告知書等に加え、必要事項が記入された「請求書」【経理様式A-4】をご提出いただきます。納入告知書等で支払期限まで期日の猶予がない場合等には、個別に支払期限を調整させていただくことがあります。
- 請求書の作成にあたっては、AMEDホームページに掲載している記入要領、記入例を参考してください。

#### (3) 銀行口座の取扱いについて

- AMEDの委託実験調査費を管理する銀行口座について、新規の口座を個別に設ける必要はありません。ただし、AMEDが必要と判断した場合は、当該委託実験調査費の収支を明確にするため、専用の**普通預金口座（無利息型）**を新たに開設していただくことがあります。
- 預金利息が発生した場合は、AMEDへの報告及び返金は必要ありません。

#### (4) 委託実験調査費の減額変更に伴う返金等の取扱いについて

- 委託実験調査費の減額変更により返金が生じる場合は、AMEDが発行する請求書に基づき、速やかに減額された委託実験調査費を一括払いで返金してください。
- 分割払いの場合等で、AMEDより委託実験調査費の支払いが全額完了する前に委託実験調査費の減額等が判明した場合は、委託実験調査費の減額変更に係る契約変更手続きと併せ、研究機関から以

後の請求額を減額する等の調整をします。

### (5) スケジュール

各期のスケジュール等は下記のとおりです。

前年度	03月	●03月下旬迄……委託実験調査契約の手続き（研究機関・AMED）
当該年度 第1四半期	04月	●04月下旬頃……第1四半期分の請求書（研究機関→AMED）
	05月	●05月下旬頃……第1四半期分の支払い手続き（AMED→研究機関）
	06月	●06月下旬頃……第2四半期分の請求書（研究機関→AMED）
	07月	●07月下旬頃……第2四半期分の支払い手続き（AMED→研究機関）
	08月	
	09月	●09月下旬頃……第3四半期分の請求書（研究機関→AMED）
	10月	●10月下旬頃……第3四半期分の支払い手続き（AMED→研究機関）
	11月	●10~11月頃……中間検査を実施する場合があります。 (研究機関・AMED)
	12月	<p>縢越を行う研究機関</p> <p>●12月25日迄……縢越申請（研究機関→AMED）</p> <p>●12月下旬頃……第4四半期分の請求書（研究機関→AMED）</p> <p>※支出状況の確認を行います。</p>
	01月	●01月下旬頃……第4四半期分の支払い手続き（AMED→研究機関）
第2四半期	02月	
	03月	<p>縢越を行う研究機関</p> <p>●03月中旬～下旬頃……変更契約（研究機関・AMED）</p>
翌年度 第1四半期	04月	
		<p>●05月31日迄……「委託実験調査実績報告書」等の各種報告書類の提出 (研究機関→AMED)</p> <p>●以降、確定検査（研究機関・AMED）</p>
	05月	<p>縢越を行う研究機関</p> <p>●05月31日迄……「委託実験調査年度末報告書」等の各種報告書の提出期限(研究機関→AMED)</p> <p>●以降、年度末検査(研究機関・AMED)</p>

## 9. 証拠書類の管理について

### (1) 作成・管理をしていただく経理等関係書類

#### ①「委託費〔直接経費〕収支簿」【経理様式A-2】

- 直接経費の収支を明らかにするため、「収支簿」を作成する必要があります。
- 「公的研究費の管理・監査のガイドライン」を遵守している研究機関が、文部科学省が所管する科研費を受給し、科研費と同様の条件で内部監査を実施する場合であっても、「収支簿」を提出していただきます。

#### ②適切に執行されたことを証明する書類

- 経理等関係書類の様式について、特に定めはありませんが、研究機関内の意思決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証憑類を証拠書類として整備・保管し、国の会計検査やAMEDによる経理検査等の際に支障のないように対応してください。
- 国の会計検査等では、事実に基づく証拠書類により、発生した経費及びその会計経理処理について、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性等の観点を踏まえ客観的に説明することが求められます。証拠書類の整備にあたっては以下の点にも留意してください。
  - ・人件費について、適切に出退勤管理、従事管理が行われているか。
  - ・旅費について、出張日程と出勤簿・作業日誌に不整合はないか。
  - ・納入される消耗品等について、単品納品書（※）により納入の事実が確認できるか。
- ※単品納品書：納品の都度発行される納品書
- 経理等関係書類の整備に関する研究機関の規程がない場合又は上記の要求に不足がある場合は、「証拠書類一覧」もしくは「検査及び証憑類の管理に関する補足説明資料」の記載に準じて整備してください。また、委託費の各費目に係る証拠書類について「IV. 4. 直接経費について」の各項目においても定めており参照してください。

### (2) 「委託費〔直接経費〕収支簿」【経理様式 A-2】の記載方法について

- 「収支簿」の『出入金年月日』欄は、委託実験調査費の入金年月日や当該調達等に係る支払年月日を日付順に記載してください（支払いベース）。  
なお、支払いが完了（前払い、分割払い等）していても、納品・検収が終了していないものは、記載することができません（「IV. (4) ⑤ リース料・レンタル料、ソフトウェアライセンス、保守費等の計上範囲について」の一括払いがこれに該当します。）。
- 「収支簿」の『摘要』欄には調達等の内容が確認できるよう下記事項を記載してください。
  - ① 物品費：品名、数量
  - ② 旅費：旅行者名、旅行内容（打合せ・会議名等）、用務地、旅行期間
  - ③ 人件費・謝金：作業者名（人件費積算表がある場合は代表者）、従事期間（○月分等）、謝金はさらに支払い事由
  - ④ その他：上記に準じ、調達等の内容が判る件名（品名）、数量等

(3) 「委託費〔直接経費〕収支簿」【経理様式 A-2】の摘要欄における省略記載について

① 物品費：品名・数量の省略について

- 多数の消耗品等を一括で調達した場合には、主なものの品名のみを記載することで、その他を省略することができます。【例：○○試薬○mg 他 全○品目】
- 消耗品等の品名・数量を省略記載する場合であっても、納品時にその調達の内容及び数量を適切に把握し、確認する必要があります。
- 具体的な品名・型式等の記載を行わず、単に「消耗品」等と記載することは認められません。
- 上記にかかわらず、「1品（もしくは一式）の金額が50万円以上（消費税込み）」の物品等がある場合は、当該50万円以上（消費税込み）の物品等について「収支簿」上に全て記載、もしくは内訳が確認できる納品書等を添付してください。

② 旅費：用務地、旅行期間の省略について

- 近距離の出張等で宿泊を要しないものは、「用務地」、「旅行期間」を省略して記載することができます。
- 上記の場合でも、「旅行者名」、「旅行内容」は、必ず記載してください。  
なお、原則として、旅費支出の対象者は、「実験調査参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】に記載のある者となります。

③ 人件費・謝金：省略不可の取扱いについて

複数の人事費・謝金対象者がいる場合、各対象者への支払金額がわかるように別紙を提出してください。

(4) 「委託費 収支決算書」【報告様式 1 別紙 1】の記載方法について

委託先が中間検査時に提出する「収支決算書」の「支出」欄の記入については、委託先の実績額だけではなく、再委託先の実績額も記入してください。

(5) 留意事項

- 上述の「委託費〔直接経費〕収支簿」【経理様式A-2】は、科研費収支簿の記載項目とほぼ同様です。研究機関で科研費にかかるシステムや帳簿の様式が備えてあれば、AMED の「収支簿」についても科研費と同じシステムを使用して構いません。
- 提出を受けた「収支簿」のうち上述の(3)に挙げる省略記載がなされている場合には、内訳明細、不明点等を担当者が照会することがありますので、留意してください。
- 上記関係書類の保存期限は、当該委託実験調査期間終了後 5 年間です。

## 10. 物品等の取扱いについて【大学等】

※ 物品費の計上については、「IV. 4. 直接経費について (1) <物品費>」をご覧ください。

(1) 物品の種類と所有権の帰属

① 取得物品

研究機関が直接経費により取得した物品等の所有権については研究機関に帰属させることができます。また、年度末に委託実験調査実績報告書【報告様式 1】別紙ハにて報告いただく対象の物品は、取

得価格が 50 万円以上（消費税込み）かつ耐用年数が 1 年以上のものとなります。ただし、再委託先が「企業等」である場合には、取得物品は AMED に帰属します。

② 提供物品

実験調査担当者の要請等により研究機関に持ち込まれる AMED 所有の物品（平成 26 年度（2014 年度）以前に取得し、AMED 発足時に他の法人等から承継した物品も含む）等です。

（2） 物品の管理

① 取得物品

- 研究機関の物品管理規程等のルールにしたがって、当該物品を適正に管理してください。
- 取得物品が不要となった場合等の処分については、所管省庁への処分申請を要する場合もありますので、事前に AMED にご相談ください。

② 提供物品

- 研究機関は実験調査実施期間中、提供物品を無償で使用することができます。研究機関及び実験調査担当者等は、提供物品（消耗品扱いとなる物品等も含む）を善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。
- AMED 所有物品の確認等のため AMED 職員が研究機関に赴くことがありますので、ご協力をお願いします。
- 提供物品が不要となった場合には、速やかに AMED にご相談ください。AMED に相談することなく、提供物品を廃棄処分することは認められませんので注意してください。

（3） 物品の移動等について

① 取得物品

- 取得価格が50万円以上（消費税込み）かつ耐用年数が1年以上の物品を移動する場合は、事前に「物品移動申請書」【物品様式 1】による手続きを行ってください。AMEDは申請を受理したことを持って、研究機関に対し許可したものとします。なお、耐用年数（4年）経過後の申請は不要とします。実験調査担当者等が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても、引き続き AMED の実験調査を推進する場合には、本事業の目的達成のため、以下の理由・趣旨により取得物品を原則として、処分制限期間（耐用年数：4年）中は「無償貸与」で、処分制限期間経過後は「無償譲渡」により次の所属機関に引き継いでください。また、修理・フィールドワーク等のために物品を一時的に移動させる場合（1年未満）は AMEDへの申請は不要とします。

- ( i ) 当該実験調査の推進のために購入した物品等であること
  - ( ii ) 引き続き同一研究者が使用することで、円滑で効率的な実験調査遂行が可能となること
  - ( iii ) AMEDには、与えられた実験調査期間内で研究者が滞りなく実験調査遂行できる環境を整備する責任があること
  - ( iv ) 研究者の異動の都度、高額な研究機器等の購入を行うことは不経済であること
- 所属元の規程等により、次の所属機関への無償譲渡が困難な場合には、AMED に相談してください。
  - 例えば、国立大学法人における内部規程等により無償譲渡ができない場合には、一旦、物品を研

究機関からAMEDへ無償譲渡して、AMEDと次の所属機関との話し合いにより、「無償貸与」等の方法で物品を引き継ぐこととします。

- 当該物品が建物据付のため原状回復に多額の費用がかかる等の理由により、次の所属機関への物品の引き継ぎが困難・不経済である場合には、研究機関、実験調査担当者等と AMED が協議の上、物品の引き渡しを行わない場合があります。
- 取得物品は実施機関に帰属するものの、取得物品は「処分制限財産」（耐用年数：4 年）となりますので、取得物品を研究目的外（廃棄・他の機関への譲渡等）の処分を希望する場合には、予め、所管官庁への「処分申請と承認」を要する場合がありますので、事前にAMEDにご相談ください。AMED に相談することなく、物品を目的外に処分することは認められませんので、注意してください。

## ② 提供物品

- 実験調査担当者等が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても引き続き AMED の実験調査を推進する場合には、取得物品と同様、提供物品を次の所属機関に移設することとします。
- 物品を移動する場合は、事前に「物品移動申請書」【物品様式 1】による手続きをお願いします。AMED は申請を受理したことを持って、研究機関に対し許可したものとします。

## （4）研究設備・機器の共用使用について

委託実験調査費の効率的運用及び研究機器の有効利用の観点から、以下に示す条件を満たしている場合、取得物品及び提供物品を他の研究に使用すること（共用使用）が可能です。（ただし、付属する消耗品は対象外）共用使用を実施する際は、条件を満たしていることを確認した上で、「（様式）設備等一時使用報告書」を AMED に提出してください。当該報告書の提出をもって AMED が承認したものとします（記載事項に不備があった場合等は除きます）。他機関との共用使用の場合、「物品持ち出し申請書」【物品様式 4-1】、「預り書」【物品様式 4-2】を AMED に提出してください。なお、共用使用を前提として、委託実験調査に不要、もしくは必要以上の性能の機器を購入することは認められません。

※対象は、「①機械及び重要な器具で、取得価額又は効用の増加価額が単価 50 万円以上のもの、  
②①の他、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認められる取得価額又は効用の増加価額が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産。」とします。

### <共用使用の条件>

- 共用使用により当該委託実験調査の実施に支障が生じないこと。ただし、取得物品に限っては、一時的（当該年度を超えない範囲）なものであること。
- 収益事業での使用ではないこと。
- 使用予定者との間で当該研究機器の一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。
- 貸付を行う場合は原則無償貸付とする。ただし、取得物品に限っては、実費相当額を貸付額として求めて差し支えないものとする。

（参考）研究機器の合理的運用（一時的な他用途での使用）の取扱いについて

[https://wwwAMED.go.jp/program/kenkyu\\_unyo.html](https://wwwAMED.go.jp/program/kenkyu_unyo.html)

※資産報告に関しては、「資産報告判定チャート」を参照してください。

## 1.1. 物品等の取扱いについて【企業等】

※ 物品費の計上については、「IV. 4.直接経費の取扱い（1）<物品費>」をご覧ください。

### （1）物品の種類と所有権の帰属

#### ① 取得物品

- 研究機関が直接経費により取得した物品等をいい、その所有権の帰属は以下のとおりとなります。
  - ( i ) AMED 帰属:取得価格が 50 万円以上（消費税込み）かつ耐用年数が 1 年以上のもの
  - ( ii ) 研究機関帰属:取得価格が 50 万円未満（消費税込み）又は耐用年数が 1 年未満のもの
- 取得物品には、直接経費により調達された消耗品等を含む物品等が全て含まれます。
- 取得価格が 10 万円以上（消費税込み）50 万円未満（消費税込み）、かつ耐用年数が 1 年以上の少額資産については、研究機関の検収が終了した時点で、研究機関の帰属となります。
- ただし、再委託した場合、再委託先が「大学等」である場合には、取得物品は再委託先に帰属します。
- 研究機関帰属の物品については、研究機関の物品管理規程等のルールにしたがって、当該物品を適正に管理してください。

#### ② 提供物品

実験調査担当者の要請等により研究機関に持ち込まれる AMED 所有の物品（平成 26 年度（2014 年度）以前に取得し、AMED 発足時に他の法人等から承継した物品も含む）等です。

### （2）物品の管理

#### ① 研究機関にて管理対象となる物品等

研究機関は実験調査実施期間中、AMED 帰属の取得物品及び提供物品を無償で使用することができます。研究機関及び実験調査担当者等は、下記報告対象物品等以外（消耗品扱いとなる物品等）も含めて善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

#### ② 直接経費により調達された物品等のうち報告対象となるもの

- ( i ) 有形固定資産（取得価格 50 万円以上（消費税込み）の設備等）：「有形固定資産取得報告書」【物品様式 2】
- ( ii ) 無形固定資産（取得価格 50 万円以上（消費税込み）のソフトウェア等）：「無形固定資産取得報告書」【物品様式 3】

- 直接経費で調達した取得価格が 50 万円以上（消費税込み）で、かつ耐用年数が 1 年以上の物品等を取得した場合は、資産取得月の翌月の 10 日までに「有形・無形固定資産取得報告書」【物品様式 2 又は 3】により AMED へ報告してください。ただし、12 月及び 3 月の取得分については、12 月及び 3 月の最終営業日までに AMED へ報告してください。
- 「有形・無形固定資産取得報告書」【物品様式 2 又は 3】にて報告いただいた物品の「資産管理ラベル」を、報告いただいた翌月に「取得物品現況報告書」同封の上送付いたします。「取得物品現況報告書」に①「取得物品」の近景（「資産管理ラベル」貼付状況）と、②「取得物品」の遠景（「資産管理ラベル貼付した取得物品」全景）の画像を貼付の上、AMED まで返送してください。

- 報告にあたっては、検収日が確認できる納品書と、品名・型番・メーカーが判別できる資料（カタログ等）を添付してください。
- 自社から調達を行った固定資産の取得価格は利益排除後の金額とし、利益排除の根拠となる資料を併せて提出してください。また、各報告書の備考欄にその旨記載してください。
- 不課税取引等に係る消費税相当額（※）を計上する研究機関の場合、取得価額の算定にあたり、取得価額に含まれる不課税取引等について、不課税取引等に係る消費税相当額を加える必要があります。

※「5. 直接経費にかかる留意事項（2）不課税取引等にかかる消費税等相当額の取扱いについて」の参考資料を併せて提出してください。また、各報告書の備考欄にその旨記載してください。

- 上記固定資産の定義は、企業会計上のものと同一です。取得価額には取得に要した費用（運送費、据え付け調整費等）を含めてください。なお、AMED 帰属の取得物品又は提供物品に改造を加える場合は、事前に AMED へ相談してください。

事前相談の上、AMED 帰属の取得物品又は提供物品の効用を 50 万円以上（消費税込み）で機能等を増加させる改造を行う場合は報告対象となります。改造の報告にあたっては、品名～設置場所の記入に加え、備考欄に以下の 3 点を記入してください。

- ① 改造する本体の AMED 物品管理番号
- ② 何度目の改造か
- ③ 改造の内容（簡潔で結構です）

※今年度以降、新たに AMED が委託する実験調査の過程で構造や機能解析のために製作した試作品に該当する物品に改造を行うことが想定される場合には、当該改造が取得価額 50 万円以上（消費税込み）であっても、汎用性のないものとして、固定資産として報告する必要はありません。

※自社所有物品への改造は、当該改造が分離可能な状態であることが必要です。一体不可分となる改造は原則認められません。

### ③ ソフトウェアについて

- 汎用性の無いソフトウェア（プログラム開発）を無形固定資産として報告する必要はありません。
- 予め設備・機器等に付属しているソフトウェアについては、有形固定資産の取得金額の一部として計算してください。

### ④ AMED による物品確認等

物品等の確認のために AMED 職員が研究機関に赴くことがありますので、ご協力をお願いします。

### ⑤ 実験調査期間終了後の物品等の取扱いについて

- 実験調査期間終了後、取得物品及び提供物品のうち有形固定資産については、引き続き当該委託実験調査の発展の目的のために使用される場合、提供物品の場合は賃貸借（有償）を経て、取得物品の場合は使用貸借（無償）を経て、当該有形固定資産の耐用年数経過後に AMED の評価額にて譲り受けさせていただくこととしています。
- 当該有形固定資産が賃貸借（有償）、使用貸借（無償）及び譲り受けの取扱いとなった場合、該当する契約を締結していただくことになります。
- 消耗品扱いとなる物品等については、特に貸借契約等の手続きを行いませんが、その使用が終了す

るまでは、善良なる管理者の注意をもって、適正に管理してください。（転売して利益を得ることは認められません。）

⑥ 実験調査期間終了後の物品等の取扱いについて（再委託先である企業等が取得、設置の場合）

- 実験調査期間終了後、取得物品及び提供物品のうち有形固定資産については、再委託先にて引き続き当該委託実験調査の発展の目的のために使用される場合、提供物品の場合は賃貸借（有償）を経て、取得物品の場合は使用貸借（無償）を経て、当該有形固定資産の耐用年数経過後に AMED の評価額にて譲り受けさせていただくこととしています。
- 当該有形固定資産が賃貸借（有償）、使用貸借（無償）及び譲り受けの取扱いとなった場合、該当する契約を再委託先との間で締結していただくことになります。

（3） 物品の移動等について

① 物品を移動する場合

- 有形固定資産取得報告書及び無形固定資産取得報告書にて報告済みの取得物品及び提供物品の所在場所が変更となる場合には、「物品移動申請書」【物品様式 1】により、事前にAMEDへ申請してください。AMEDは申請を受理したことをもって研究機関に対して承認したものとします。
- AMED が委託実験調査契約を締結する分担機関へ物品を移動する場合は、事前に「物品移動申請書」【物品様式 1】による手続きにより物品の移動を行ってください。AMED は申請を受理したことをもって研究機関に対して承認したものとします。

② 委託実験調査に関連して取得物品及び提供物品を持ち出し、移動する場合

（i） 物品の移動が短期間（1 年度未満）の場合（持ち出し）

修理、フィールドワーク等のために物品を一時的に移動させる場合は、「物品持ち出し申請書」【物品様式 4-1】により、事前に AMED へ申請してください。AMED が申請を受理した後、物品の預り者より「預り書」【物品様式 4-2】を提出していただきます。

（ii） 物品の移動が長期間（1 年超）の場合

「物品移動申請書」【物品様式 1】により、事前に AMED へ申請してください。AMED は申請を受理したことをもって研究機関に対して承認したものとします。

（4） 研究設備・機器の共用使用について

委託実験調査費の効率的運用及び研究機器の有効利用の観点から、以下に示す条件を満たしている場合、取得物品及び提供物品を他の研究に使用すること（共用使用）が可能です（ただし、付属する消耗品は対象外）。共用使用を実施する際は、条件を満たしていることを確認した上で、「（様式）設備等一時使用報告書」を AMED に提出してください。当該報告書の提出をもって AMED が承認したものとします（記載事項に不備があった場合等は除きます）。他機関との共用使用の場合、「物品持ち出し申請書」【物品様式 4-1】、「預り書」【物品様式 4-2】を AMED に提出してください。

なお、共用使用を前提として、委託実験調査に不要、もしくは必要以上の性能の機器を購入することは認められません。

※対象は、「①機械及び重要な器具で、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のもの、  
②①の他、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認められる取得価格又は効用の

増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産。」とする。

#### ＜共同使用の条件＞

- ・共同使用により当該委託実験調査の実施に支障が生じないこと。ただし、取得物品に限っては、一時的（当該年度を超えない範囲）なものであること。
- ・収益事業での使用ではないこと。
- ・使用予定者との間で当該研究機器の一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。

(参考) 研究機器の合理的運用（一時的な他用途での使用）の取扱いについて

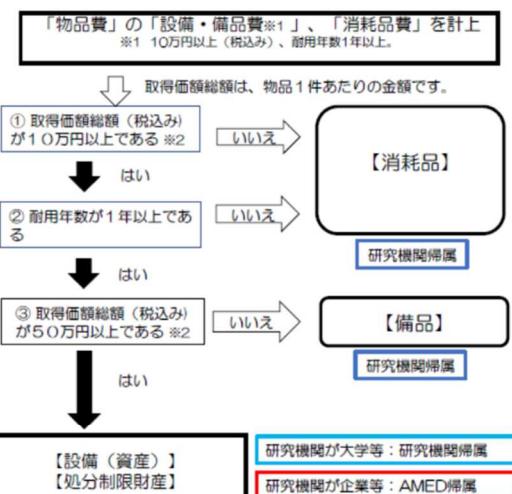
[https://wwwAMED.go.jp/program/kenkyu\\_unya.html](https://wwwAMED.go.jp/program/kenkyu_unya.html)

#### （5）物品の取扱いについての注意事項

有形固定資産取得報告書及び無形固定資産取得報告書にて報告済みの取得物品は「処分制限財産」で、処分制限期間（耐用年数：4 年）中の研究目的外の処分は、所管省庁への「処分申請と承認」を要しますので、事前に AMED にご相談ください。また、提供物品につきましても、同様に事前に AMED にご相談ください。

※資産報告に関しては、「資産報告判定チャート」を参照してください。

資産報告判定チャート



1. 研究機関帰属（大学等）  
年度末に、委託研究開発実績報告書【報告様式1】を提出します。
2. AMED帰属（企業等）  
取得月の翌月10日まで【物品様式2】/【物品様式3】を提出します。  
取得物品購入時の証拠書類として、下記書類を添付します。
  - 1) 資産名称、型式、メーカー名の確認できるもの：  
製品カタログ、図面等
  - 2) 検収日の確認できるもの：納品書、検収書等
  - 3) 設置場所の確認できるもの：大学案内、組織図等
  - 4) 取得金額の確認できるもの：納品書、請求書等  
海外への支払の場合は支払時の為替レートのわかるもの
  - 5) 自社から調達を行う場合、利益排除を確認できるもの：  
製造原価証明等

## 1.2. 研究機関における管理体制、不正行為等への対応について

### (1) 法令等の遵守について

- 研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを認識するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、実験調査活動の不正行為（＊1）、不正使用（＊2）又は不正受給（＊3）（以下、「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。
- 具体的には、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインに基づき、研究機関の責任において体制を整備した上で、委託実験調査費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、ここでの「不正行為等」については、【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に掲げた以下の定義によります。
  - （＊1）研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用
  - （＊2）研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（実験調査計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない。）
  - （＊3）研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給すること

### (2) 体制整備に関する対応

各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年3月31日制定 令和3年3月4日最終改正）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日制定 平成29年2月23日最終改正）等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき遵守していただきます。

### (3) AMEDにおける実験調査活動の未然不正防止等の取組みへの協力

- AMED の事業に実質的に参画していると研究機関が判断する研究者は、不正行為等を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります。
- 研究倫理プログラムの履修等について

#### 1) 履修対象者、履修プログラム・教材について

研究機関等が、AMED の所管する委託実験調査費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・ 事例から学ぶ公正な研究活動～気づき、学びのためのケースブック～（AMED）
- ・ 研究公正に関するヒヤリ・ハット集（AMED）
- ・ APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）
- ・ 「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）

- ・研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

注) 単なる学術集会への参加のみは教育訓練に該当しません。

## 2) 履修対象者について

履修対象者は、研究機関等が、AMED の所管する委託実験調査費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者です。

## 3) 履修時期について

履修対象者は、原則、委託実験調査の契約締結日までに履修してください。その後も適切に履修してください。なお、過去の履修が有効となる場合があります。詳細は以下の AMED のホームページに掲載の Q&A をご参照ください。

[https://wwwAMED.go.jp/kenkyu\\_kousei/kyoiku\\_program.html](https://wwwAMED.go.jp/kenkyu_kousei/kyoiku_program.html)

## 4) 研究機関等の役割について

研究機関等は、自己の機関（再委託先を含む。）に属する上記2)の履修対象者に、上記1)のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況をAMEDへ報告してください。

## 5) 履修状況の報告について

研究機関等が取りまとめのうえ、AMED が指定する様式の履修状況報告書を、AMED（研究公正・社会共創課）に電子ファイルで提出してください。（押印不要）

- ・報告対象者：令和5年度に開始された事業における履修対象者のうち、実験調査担当者及び実験調査分担者
- ・提出期限：実験調査課題についての初年度の契約締結日後翌月末日まで
- ・提出書類：「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」（AMED のホームページより様式をダウンロードしてください。※委託実験調査用の様式はありません。

URL: [https://wwwAMED.go.jp/kenkyu\\_kousei/kyoiku\\_program.html](https://wwwAMED.go.jp/kenkyu_kousei/kyoiku_program.html)

- ・提出方法及び提出先は、AMED ホームページの「研究公正」の「研究倫理教育プログラム」のページ（上記 URL）に掲載しています。

なお、「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」の様式においては、研究開発代表者を実験調査担当者に、研究開発分担者を実験調査分担者に読み替えてください。

## （4）本事業に係る不正行為等の報告及び調査への協力等

- 本事業に関し、研究機関に対して不正行為等に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）があった場合は、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン並びに「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、当該予備調査の結果をAMEDに報告してください。
- 本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等についてAMEDと協議しなければなりません。

- AMED は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、調査対象制度の委託実験調査費の使用停止を命じることがあります。
- 「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に定められた期限以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を AMED に提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、AMED に報告する必要がある他、AMED の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を AMED へ提出する必要があります。研究機関における調査の進捗や報告内容を関係府省又は他配分機関に共有することがあります。
- 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。
- 最終報告書の提出期限を遅延した場合は、一般管理費の一定割合削減、委託実験調査費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン並びに「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」を参照してください。

#### (5) 本事業以外の事業に係る不正行為等の本調査開始に関する報告

本事業に係る研究者等（再委託先がある場合には本事業に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む）につき、不正行為等の疑いがあるとして本調査が開始された場合には、次の項目を AMED に報告してください。他機関における不正行為等についての本調査の開始もしくは認定を確認した場合にも同様に次の項目を報告してください。

- 1) 調査対象者の氏名及び所属
- 2) 調査期間
- 3) 疑われる不正行為等の種別（不正行為／不正使用／不正受給）
- 4) 研究費の執行状況
- 5) その他 AMED が必要と認める事項

※調査の進捗についても報告をお願いすることができます。

#### (6) 不正行為等に対する措置

- 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について  
本事業において、不正行為等があった場合、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン並びに「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

- 1) 委託実験調査契約の解除等

AMED は、不正行為等が認められた事業について、研究機関に対し、実験調査の中止、委託実験調査費の全部又は一部の返還を求めます。研究機関には、返還にあたって、返還に係る委託実験調査費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を支払っていただきます。なお、この加算金は、当該委託実験調査費の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間につい

ては、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した額の範囲内で AMED により定めるものとします。また、共同研究契約の研究実施予定期間であっても次年度以降の共同研究契約及び委託実験調査契約についても締結しないことがあります。

## 2) 申請及び参加の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、AMED の事業への申請及び参加の制限を行います。

### 【不正行為の場合】

※認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

不正行為に係る資格制限の対象者		不正行為の程度	資格制限期間
不正行為に 関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合等、特に悪質な者		10 年
	2. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5 ~ 7 年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3 ~ 5 年
	上記以外の著者		2 ~ 3 年
	3. 1 及び 2 を除く不正行為に関与した者		2 ~ 3 年
不正行為に 関与していないものの、不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2 ~ 3 年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1 ~ 2 年

## 【不正使用・不正受給の場合】

※AMED が措置を決定した日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正使用及び不正受給の内容等を勘案して相当と認められる期間

不正使用及び不正受給の内容等	資格制限期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、かつ、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、かつ、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1 及び 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1 から 3 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として支援される場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

※ 1 次の場合は、資格制限を課さず、厳重注意を通知する。

- ・ 1～4において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ、不正使用額が少額な場合
- ・ 6において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※ 2 6については、善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度を勘案して定める。

また、本事業において、不正行為等が認定され、申請及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

### 3) 他の研究資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究資金制度において、研究活動における不正使用・不正受給により申請及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。事業支援開始後に、当該研究者の本事業への申請又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の支援決定を取り消すこと等があります。また、委託実験調査契約締結後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

### 4) 他の研究資金制度で不正使用、不正受給を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正使用、不正受給を行った疑いがある

として告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMEDに報告する義務があります。

当該報告をうけて、AMEDは、必要と認める場合には、委託実験調査費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託実験調査契約の解除等を行う場合があります。

## 5) 不正事案の公表

本事業において、上記 1) 及び 2) の措置・制限を実施するときは、原則、当該措置の内容等を公表します。また、同様に関係府省においても公表することがあります。

参照：

- 厚生労働省関係

- ・公的研究費の管理・監査のガイドライン
- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
- ・競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針
- ・証拠書類一覧
- ・研究活動の不正行為への対応のガイドライン
- ・厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
- ・研究活動における不正行為等への対応に関する規則

## (7) 法令・倫理指針等の遵守について

- 実験調査構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする実験調査、個人情報の取扱いの配慮を必要とする実験調査、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする実験調査等、法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。
- 遵守すべき関係法令・指針等に違反し、実験調査を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究停止や委託実験調査契約の解除、支援決定の取り消し等を行う場合があります。
- 実験調査計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする実験調査又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。
- これらの関係法令・指針等による倫理審査の状況については、各年度の終了後又は委託実験調査課題終了後 61 日以内に、委託実験調査実績報告書別添の委託実験調査成果報告書に関する記載事項の 1 つとして報告を行っていただきます。
- 特にライフサイエンスに関する実験調査について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも実験調査内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の改正にて確認してください。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号、令和 3 年 2 月 3 日一部修正）

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号、平成 30 年 12 月 14 日改正）

臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）

医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）

再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号）

医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 21 号）

医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）

再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）

特定胚の取扱いに関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 31 号）

ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第 4 号）

ヒト ES 細胞の使用に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 68 号）

ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 69 号）

ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成 22 年文部科学省告示 88 号）

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号、令和 3 年 7 月 30 日一部改正）

手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）

遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号、平成 31 年 2 月 28 日一部改正）

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成 29 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 1 号）

- 生命倫理及び安全の確保について、詳しくは以下のウェブサイトを参照してください。

文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

厚生労働省「研究に関する指針について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

#### (8) 利益相反の管理について

- AMED 事業に参画する研究機関には、実験調査担当者及び実験調査分担者の利益相反について管理の上、AMED に報告していただきます。

- AMED利益相反管理の手続きについて

- 1) 対象について

実験調査課題は利益相反管理の対象です。

- 2) 対象者について

実験調査担当者及び実験調査分担者

- 3) 利益相反審査の申出について

対象者は、実験調査課題についての各年度の委託実験調査契約締結前までに、利益相反委員会等に対して経済的利益関係について報告した上で、実験調査課題における利益相反の審査について申し出てください。

- 4) 利益相反管理状況報告書の提出について

各研究機関等は、研究機関等に所属する実験調査担当者及び実験調査分担者について、参加している課題ごとに、利益相反管理状況報告書を作成し、研究公正・社会共創課宛に電子ファイルで提出してください（なお、各研究機関等は、委託先機関における実験調査分担者の報告書も取りまとめて提出してください）。※実験調査担当者の報告書と実験調査分担者の報告書は、別ファイルにして提出してください。

提出期限は、各年度終了後又は委託実験調査課題終了後61日以内となります。

利益相反管理状況報告書はAMEDのホームページで公開します。

利益相反管理状況報告書の様式・提出方法及び提出先は、AMEDホームページの「研究公正」の「研究開発における利益相反管理」のページに掲載しています。

[https://www.amed.go.jp/kenkyu\\_kousei/riekisohan\\_kanri.html](https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/riekisohan_kanri.html)

- 5) お問い合わせ先

AMED規則における利益相反管理に関するお問合せは、

kenkyuukousei“AT”amed.go.jp メールで送信してください。

※上記の“AT”を“@”に置き換えて利用してください。

\* 利益相反管理の詳細については、次のホームページをご覧ください。

[https://www.amed.go.jp/kenkyu\\_kousei/riekisohan\\_kanri.html](https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/riekisohan_kanri.html)

#### (9) RIO ネットワークへの登録について

- 研究公正活動を効率的に推進するにあたっては、AMED と研究機関、あるいは研究機関同士が情報を交換し、互いに協力しあって推進していくことが重要だと考えられます。そこで、全国的に効率的な研究公正活動を推進するために、AMED から研究資金の配分を受けている研究機関の研究公正関係者が気軽に情報交換ができる場を提供すべく、RIO ネットワークを 2017 年度に設立しました。
- RIO ネットワークの詳細に関しては、次のホームページをご覧ください。  
[https://www.amed.go.jp/kenkyu\\_kousei/rionetwork.html](https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/rionetwork.html)
- AMED 事業に参画する研究機関の研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者（両者を合わせて研究公正責任者と呼びます）には、RIO ネットワークのメンバーになっていただきます。
- 契約の際に提出する「経費等内訳・契約項目シート」の中に、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者に関する情報を記入する欄がありますので、必ず記入してください。研究公正責任者の RIO ネットワークへの登録は、AMED が行います。
- 研究公正関連業務に携わっている担当者の RIO ネットワークへの登録は、AMED の RIO ネットワークのホームページの案内にしたがって実施するようお願いします。

### 1.3. AMED が雇用する研究員等について

#### (1) 研究機関へ連絡

AMED が研究員等を雇用して研究機関に配置する場合（以下「リサーチ・レジデント」という。）は、実験調査担当者等を経由する等して研究機関へ連絡します。

#### (2) リサーチ・レジデントに係る経費

雇用・育成経費のうち、AMED が雇用するリサーチ・レジデントに係る人件費（基本給、諸手当、社会保険料等の事業主負担分）は AMED が執行しますが、その他の研究環境の整備に要する消耗品費については研究機関に措置しますので、令和 5 年度委託実験調査契約締結時の予算計画に従い執行してください。

#### (3) リサーチ・レジデントの就業条件・処遇

- リサーチ・レジデントは、対象となる委託実験調査課題の遂行を目的としており、研究機関における業務に従事することはできません。したがって、研究機関は、機関の設備管理・安全衛生上及び研究機関における法令等の遵守のために必要とされる範囲を除き、リサーチ・レジデントに対して指揮命令することは認められていません。
- 研究機関においては、リサーチ・レジデントが研究遂行及び日常業務で不利益を被らないよう、研究機関にて措置してください。
- 具体的には、研究所・研究室の入退出に係るセキュリティカードの付与、図書館・駐車場・コピー機等の使用許可、所内 LAN の付与等が考えられます。
- リサーチ・レジデントの就業時間、始業、就業、休憩、休息、休日については、研究機関の規程に準ずる内容を AMED がリサーチ・レジデントに指示するものとします。
- リサーチ・レジデントが出勤したときは、AMED が指定する出勤簿に記録することとしています。研究機関においては、リサーチ・レジデントの出勤の確認を行ってください。

- リサーチ・レジデントには、AMED より超過勤務を命じていませんので、超過勤務手当が支給されません。
- リサーチ・レジデントは、AMED の規程により年次休暇が付与されています。また、特別休暇を受けることができます。リサーチ・レジデントが休暇を受けようとする際は、AMED に申請しますが、事前に研究機関に業務上の支障がないことを確認するようにいたします。

#### (4) リサーチ・レジデントの出張

リサーチ・レジデントの出張が必要な場合には、研究機関からリサーチ・レジデント及び AMED に依頼出張を行い、研究機関の旅費規程に則って支給してください。

#### (5) 教育、研修、健康診断等

- 研究機関は、リサーチ・レジデントに対する研究倫理教育の実施及び研究倫理教育プログラムに関する履修状況を AMED に報告してください。
- 研究機関に所属する研究員に準じて、実験調査実施に必要な安全に関する教育・研修を行ってください。
- 可能であれば、研究機関において定期健康診断及び特殊健康診断（必要な場合のみ）が受診できるよう措置してください。受診にかかる費用負担が生じた場合には、AMED に請求してください。有機溶剤健康診断、鉛健康診断、電離放射線健康診断、特定化学物質健康診断等の特殊健康診断の要否については、研究機関に所属する研究員に準じて判断してください。研究機関において受診できない場合は、AMED において実施する健康診断を受診するか、個人で医療機関を受診することとなります。費用は AMED が負担します。
- 万一、リサーチ・レジデントに事故等のあった場合には、遅滞なく AMED に連絡してください。

### 14. 検査について

#### (1) 検査とは

- AMEDは、委託実験調査契約の適正な執行を確保するために検査を行います。これは、契約上の履行確認という側面だけでなく、AMEDの行う実験調査が国民の税金によって賄われているという側面があることに基づきます。
- 検査においては、委託実験調査契約の進捗のほか、以下の事項について確認します。
  - ① 執行された経費が業務に直接必要な経費か
  - ② 経済性、効率性が考慮されているか
  - ③ 委託実験調査契約期間中に発生し、支払われた経費であるか
  - ④ 会計処理が規程にしたがって執行されているか

#### (2) 検査の種類

検査は、実施時期により、「中間検査」、「年度末検査」及び「確定検査」に分類されます。

- 中間検査：実験調査の遂行状況、経理処理及び資産管理状況について、委託実験調査契約期間中に行う検査です。
- 年度末検査：翌年度への繰越を実施した課題に対して行う検査です。「委託実験調査年度末報告

書】【報告様式 1】に基づき、当該年度（委託実験調査開始日から当該年度 3 月 31 日まで）に支払うべき額全てを確定し、精算するため実験調査の遂行状況、経理処理状況を検査します。

- 確定検査：契約期間終了時に行う検査です。「委託実験調査実績報告書」【報告様式 1】に基づき、当該事業年度に支払うべき額を確定し、精算するため実験調査の遂行状況、経理処理状況を検査します。

### （3）検査の方法

- 検査の方法としては、「実地検査」と「書面検査」があり、いずれかの方法により実施します。方法については、AMED の指示にしたがってください。
- 科研費を受給しており、内部監査を実施している機関であっても、検査の際には「委託費[直接経費] 収支簿」【経理様式 A – 2】もしくは様式同等の資料を提出してください。また必要に応じ実地検査を行う場合があります。加えて、これらの検査に際し証拠書類の提出を求める場合があります。
- 科研費を受給していない機関、不正又は不適正な経理処理があった機関及びAMEDが特に検査が必要と認める機関等に対しては、実地検査を行うこととします。
- 実地検査：AMEDの検査員が研究機関に赴き、実験調査の進捗状況、購入した設備・備品等の管理・使用状況等を把握しつつ、経費の執行状況について、予め準備していただいた書類をもとに確認します。実地検査にあたっては、検査会場として会議室等を確保していただくとともに、必要な書類を会議室に準備いただきます。また、当日に経費の内容等について説明を求めることがあるため、説明可能な方に必ず同席いただくようお願いします。
- 書面検査：主に書面上の検査で、「対面方式による検査」及び「書面方式による検査」に分類されます。
  - ① 対面方式による検査：指定した日時に、AMED内の検査会場に検査に必要な書類を持参いただき、対面方式で確認を行います。
  - ② 書面方式による検査：研究機関から検査に必要な書類をAMEDへ郵送、又はメール等で送付していただき、AMEDにて確認を行います。

### （4）検査の実施

- 検査の実施は、以下の流れで行います。
  - ① 事前日程調整
  - ② 検査に必要な書類の準備
  - ③ 自主点検の実施
  - ④ 検査当日（業務実施体制の説明、実施状況の説明、経費発生額と証拠書類の確認、取得資産の現物確認等）
- 検査の際に必要となる書類は、契約関係書類のほか、本書で作成を義務付けられた書類及びそれに付随する証拠書類一式となります。証拠書類は原則として原本を用意してください。なお、詳細については【別添 3】証拠書類一覧もしくは「検査及び証憑類の管理に関する補足説明資料」の記載を参考してください。
- スムーズな検査を実施するために、「事前チェックリスト」【経理様式 A – 1】を用いた事前確認を必ず行

って提出してください。

- 検査では、提出された書類の記載内容等について、AMED 担当者から電話やメール等で照会することがありますので、ご協力をお願いします。
- 年度末検査が完了したら、年度末検査結果通知書を発出とともに、当該年度の実績額に未使用額があるときは、研究機関宛てに請求書を送付し、当該未使用額の返金を求めます。AMED が発行する請求書に基づいて、返金してください。
- 年度末検査の結果として自己充当額があり、その後、額の確定検査において返還額が発生したとき、自己充当額を相殺して返納額を減額することはできません。これとは反対に、年度末検査の結果として返還額があり、その後、額の確定において自己充当額が発生したとしても、既に返還いただいた分を相殺して返金することはできません。
- 額の確定検査が完了したら、確定通知書を発出とともに、当該繰越期間中実績額に未使用額があるときは、研究機関宛に請求書を送付し、当該未使用額の返金を求めます。また、未使用額の返金については、AMED が発行する請求書に基づいて、返金してください。
- 書面検査、実地検査等において、事務管理体制や委託実験調査費の執行に問題を認める場合、AMED は研究機関に対して改善指導を行います。なお、その後も改善策を実行していない等、問題が解消されないと判断する場合、委託実験調査費の縮減、研究停止、委託実験調査契約等解除等の措置を講じる場合があります。

## 15. その他

### (1) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流失し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託実験調査を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
  - 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。
- （※）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。
- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様

書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- 経済産業省等ウェブサイトで安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

- <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

- <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

- <https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）

- [https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

#### （2）安全衛生管理及び事故発生時の報告について

- 安全衛生管理につきましては、研究機関にて管理体制及び内部規制を整備の上、労働安全衛生法等の安全関係法令の遵守及び事故防止に努めてください。
- 本委託実験調査に起因して事故及び当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は速やかにAMEDに対して書面にて報告してください。

#### （3）ライフイベント（育児休業等）や長期海外出張等による研究の中断等について

実験調査担当者等が育児休業や産前産後の休暇を取得する場合や、長期間の海外留学（研究）・派遣等で委託実験調査の遂行ができなくなる場合については、事前にAMEDへ相談してください。諸事情を勘案し委託実験調査を一時中断し、その後に再開する等の措置ができる場合があります。

#### （4）課題終了後の調査について

国の大綱的指針等に基づいて実施する追跡評価を行うため、実験調査終了後に追跡調査や成果展開調査等の調査を行います。AMEDの担当者から調査依頼を受けた場合、研究機関においては協力義務が生じます。

- ・ 国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）

- <https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikou201612.pdf>

#### （5）健康危険情報について

- 厚生労働省においては、平成9年1月に「厚生労働省健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理の体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）については、委託費により研究を行う研究者からも広く情報収集を図ることとしています。実験調査の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省への通報をお願いします。

●通報の場合は、別添様式（下記URL）により、速やかに実験調査担当者等から下記連絡先に連絡をお願いします。他の実験調査参加者が健康危険情報を把握した場合には、速やかに実験調査担当者等へ連絡してください。

●厚生労働省への通報後、AMEDにご一報をお願いします。

（別紙様式）健康危険情報通報

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc>

（連絡先・お問い合わせ先）

厚生労働省健康危機管理・災害対策室長

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房厚生科学課内

TEL 03-5253-1111（内線3818） FAX 03-3503-0183

●提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供をお願いします。

（参考）○ 厚生労働科学研究における健康危険情報の取り扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000800249.pdf>（事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc>（様式）

○ 厚生労働省健康危機管理基本指針

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/sisin/index.html>

## V. 繰越制度について

### 1. 繰越申請の概要

#### (1) 繰越対象

原則、委託実験調査費の繰越しはできません。委託実験調査費の計画的かつ早期の執行に努めてください。

ただし、豪雨や豪雪等、例年とは異なる天災等により、実験調査計画を予定どおりに遂行することが困難である場合においては、繰越すことが可能な場合があります。詳細は、AMED にご相談ください。

## VI. 知的財産について

### 1. 委託実験調査の成果に係る知的財産権の基本的な考え方

※AMED ホームページに掲載の「知的財産ポリシー」もあわせて参照してください。

#### (1) 知的財産権の帰属

- 研究機関は、委託実験調査の成果に係る知的財産権の確保（適時の研究成果把握、知的財産の掘り起こし、出願等の権利化手続き）に努めてください。
- 研究機関の発明者が行った発明等が本委託実験調査を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその研究機関の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、予め研究機関の研究者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めてください。この趣旨は、本委託実験調査を実施した結果得られた発明を、全て研究機関に帰属させて特許出願すべきことを意味するのではなく、研究機関が発明を、責任を持って把握、管理をすべきことを意味します。
- 学生を実験調査に参加させる場合、「IV. 4. (3) ② (v) 雇用に関する留意事項」で定める取扱いにしたがい、本委託実験調査契約書で規定される事項（知的財産権の帰属、報告・申請義務、守秘義務等）が遵守されるように、学生と雇用契約を締結する、学生から同意書等を得る等の適切な対応をしてください。
- 研究機関は、委託実験調査成果に係る知的財産を管理し、AMED との連絡窓口となる知的財産担当者を少なくとも 1 名配置してください。知的財産担当者は、「経費等内訳・契約項目シート」【計画様式 2】の所定の項目に登録してください。

### 2. AMED 知的財産コンサルタントによる支援等について

- 創薬ブースターでは知的財産戦略に関する支援を実施していますが、必要に応じて AMED 実用化推進部が行っている専門家のコンサルテーションのもとのマッチング支援、知財マネジメント支援を利用できます。詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/index.html>

各種支援を希望される場合は、以下の知財相談窓口（Medical IP Desk）までご連絡ください。

知財相談窓口（Medical IP Desk）：medicalip“AT”amed.go.jp

※上記の“AT”を“@”に置き換えて利用してください。

### 3. 創薬支援推進事業・創薬総合支援事業（創薬ブースター）における知的財産の取扱い【大学等】

- 委託実験調査の成果は、創薬ブースターで支援を行う創薬シーズのプロジェクト参画機関と AMED の間で別に締結する共同研究契約（以下「共同研究契約」という。）にしたがって取扱うこととなります。  
※本事業における知的財産の取扱いについては、「令和5年度創薬総合支援事業（創薬ブースター）に関する実施要領」（<https://wwwAMED.go.jp/content/000084526.pdf>）を参照してください。
- 創薬ブースターの共同研究契約の下で発明等が創出された場合、その発明等の創出について、研究機関所定の発明届出書の写しを AMED に対して提出してください。
- 創薬ブースターでは、医薬品としての実用化を目指していますので、実用化のために戦略上必要と AMED が判断する発明（※1）については、共同研究契約に基づき、発明者の所属する研究機関に発明を帰属させた後、実用化に向けて権利維持や導出がしやすいシンプルな権利とすることを目的として、共同研究契約にしたがって AMED が当該研究機関より発明譲渡を受けた後、AMED が特許出願することを原則とします。この場合、AMED が出願費用等を負担し特許出願します。
- ※1の発明の譲渡にあたっては、将来得られる対価配分の考え方等について確認を行った上で、別途譲渡契約を締結します。なお、発明者の所属機関が譲渡を希望されない場合、又は※1に該当しない発明の場合は、AMED は出願費用等を負担できません。（発明者の所属する機関等の出願を希望する各機関がその持分により費用を負担し特許出願してください。）
- 発明に創薬支援ネットワークを構成する機関（国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所）の技術支援による支援結果が含まれる場合（発明者がいる場合）は、原則として当該ネットワーク構成機関は出願人となります。
- AMED が費用を負担した出願（上記※1の場合）であっても、医薬品としての実用化が困難と判断した場合や支援が終了した場合等については、原則として費用の負担を停止し発明者の所属機関に特許権等を返還します。
- 本事業における実用化支援の一環として、本事業の成果を製薬企業等へ導出する際は、大学等と企業の中立機関である AMED が产学研に公平な条件にてその交渉を行います。なお、導出にあたっては、発明者の所属する機関と協議の上、AMED の裁量で実施許諾先・条件等を決定し交渉・許諾等を行います。
- 導出により得られた対価は、関係機関との協議の上、以下の点より AMED において配分率を決定し配分します。この際、関係機関と AMED は導出を行うまでに配分率確認書を締結します。なお、AMED は配分を受けないものとします。
  - ✓ 主任研究者等の（支援テーマとして支援決定されるまでの）シーズ創出に対する貢献度
  - ✓ 導出対象となる特許（発明）に対する各発明者の貢献度（持分）
- 創薬ブースターの共同研究契約の下で委託実験調査契約に基づいて技術支援を行った結果発明が生じた場合、AMED は、創薬ブースターの共同研究契約に基づいて、その発明が実用化のために戦略上必要と判断されるかどうかを判断します。

#### 4. 創薬支援推進事業・創薬総合支援事業（創薬ブースター）における知的財産の取扱い【企業等】

- 委託実験調査の成果は、創薬ブースターの共同研究契約にしたがって取扱うこととなります。
- 創薬ブースターの共同研究契約の下で発明等が創出された場合、その発明等の創出について、研究機関所定の発明届出書の写しを AMED に対して提出してください。
- 創薬ブースターでは、医薬品としての実用化を目指していますので、実用化のために戦略上必要と AMED が判断する発明（※1）については、共同研究契約に基づき、発明者の所属する研究機関に発明を帰属させた後、実用化に向けて権利維持や導出がしやすいシンプルな権利とすることを目的として、共同研究契約にしたがって AMED が当該研究機関より発明譲渡を受けた後、AMED が特許出願します。また、当該特許を含む本事業の成果を製薬企業等へ導出する際は、AMED が実施許諾先・条件等を決定し交渉・許諾等を行います。この場合、AMED が出願費用等を負担し特許出願します。
- 導出により得られた対価は、関係機関との協議の上、以下の点より AMED において配分率を決定し配分します。この際、関係機関と AMED は導出を行うまでに配分率確認書を締結します。なお、AMED は配分を受けないものとします。
  - ✓主任研究者等の（支援テーマとして支援決定されるまでの）シーズ創出に対する貢献度
  - ✓導出対象となる特許（発明）に対する各発明者の貢献度（持分）
- 創薬ブースターの共同研究契約の下で委託実験調査契約に基づいて技術支援を行った結果発明が生じた場合、AMED は、創薬ブースターの共同研究契約に基づいて、その発明が実用化のために戦略上必要と判断されるかどうかを判断します。

## VII. 研究報告及びプレス発表

### 1. 中間報告

研究進捗の把握のため、必要に応じて AMED より研究機関に対して、「委託実験調査中間報告書」【報告様式2】の作成及び提出を求める場合があります。

### 2. 実績報告

委託実験調査実施期間の終了、委託実験調査の完了・中止・一時停止のいずれか早い日から起算して 61 日以内に「委託実験調査実績報告書」【報告様式1】を作成し、AMED へ提出してください。

### 3. 第三者への情報公表と成果利用届

共同研究契約の研究実施期間内において委託実験調査の成果を支援プロジェクトチーム以外の第三者に公表する場合は、公表の形式によらず必ず事前に AMED（担当コーディネーター）にご相談ください。

AMED が主催する会議（成果発表会や技術移転を目的とする商談会等）で公表される場合でも必ず事前にご相談ください。このような商談会等で委託実験調査の成果の公表を希望される場合には、必ず申し込みの前に参加の時期・公表予定の内容等を AMED（担当コーディネーター）にご相談ください。

特に、委託実験調査契約書第 16 条に定める委託実験調査の成果を公表するもので学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きい影響を与える成果を利用する場合や、公表に

より将来得られる利益を侵害する恐れがある場合（例えば特許出願等）等には、「成果利用届」【報告様式 4】を AMED に提出いただくことになります。AMED（担当コーディネーター）より連絡いたしますので、提出をお願いします。

#### 4. 成果発表等における事業名の明示

実験調査成果等について外部発表等を行う場合、以下の記載例を参考に、AMED の支援の成果であることと謝辞用課題番号を謝辞等に必ず明記してください。

※「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について：競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合せ（令和 2 年 1 月 14 日）」の中で「研究費ごとに体系的番号を付与とともに、論文の謝辞や論文投稿時において体系的番号を記載する」ことが求められています。

謝辞用課題番号とは、委託実験調査契約書の先頭ページの右上に記載されている課題管理番号（16 行）の左端から 11 行目までの先頭に“JP”の 2 文字を付加した 13 行の文字列です。例えば契約書の課題管理番号が 23nk0908001h0001 である場合、謝辞用課題番号は JP23nk0908001 となります。

#### <英文>

(記載例) This research was supported by AMED under Grant Number 【謝辞用課題番号】.

(実例) This research was supported by AMED under Grant Number JP23nk0908001.

#### <和文>

(記載例) 本研究は AMED の課題番号【謝辞用課題番号】の支援を受けた。

(実例) 本研究は、AMED の課題番号 JP23km0908001 の支援を受けた。

(注) 複数年度にわたる課題で得られた知見から執筆した論文は支援開始年度の課題管理番号の左端から 11 行目までの先頭に“JP”の 2 文字を付加したものを使用してください。

#### 5. プレス発表

共同研究契約の研究実施期間内における AMED が支援した課題の成果において、論文発表等、顕著な成果が得られ、各機関において公表（報道発表等）を行う場合は、以下のとおり AMED（担当コーディネーター）へご連絡をお願いします。

(1) 公表することが決まり次第、速やかに以下の資料をご提出ください。

・「成果利用届」【報告様式 4】

・「プレス発表に関する連絡情報」【報告様式 5】

(2) 各機関のウェブサイトにて公表を行う際には、そのリンク先 URL 及び PDF ファイルをご提出ください。AMED ウェブサイトにおいても、成果情報として、リンク先 URL 及び PDF 掲載を実施させていただきます。

※ なお、これまで、AMED の支援課題による研究成果は、各機関と AMED との共同発表を原則としていましたが、令和 4 年 7 月以降は、各機関の単独発表を原則とし、当該公表資料（リンク先 URL 及び PDF）を AMED ウェブサイトに一覧掲載させていただくこととしております。

- 委託実験調査の成果について TV、ラジオ、インターネット番組等から取材を申し込まれた際は、取材に先立ち AMED（担当コーディネーター）に連絡してください。事前の連絡ができなかった場合も、事後速やかに AMED（担当コーディネーター）に報告してください。